

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予算特別委員会会議録 (4) (令和5年2定)</b>			
日 時	令和5年 6月26日 (月)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時06分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	面野委員長、松岩副委員長、白川・松井・白濱・横尾・中村(吉宏)・ 小池・中村(誠吾)各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、小池委員を御指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。新井田委員が白川委員に、高野委員が松井委員に、橋本委員が横尾委員に、中鉢委員が中村吉宏委員に、高橋委員が中村誠吾委員に、中村岩雄委員が白濱委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、みらい、共産党、自民党、立憲・市民連合の順といたします。

公明党。

---

○白川委員

◎ジュニア科学講座について

今回、御支援いただいております市民の皆様から、子供たちのためになる政策の推進、そして教育への取組について多く要望が寄せられております。

現状として、本市での子供たちの学力の状況は小・中学校ともに改善の傾向があるものの全国水準に至っていないこと、あと、スマートフォンの利用等による1日の家庭での学習時間が短く、生活習慣を改善することが課題となっております。

その中で本市では、旧小樽市青少年科学技術館の開館以来60年、ジュニア科学講座を実施しているとのことですが、始まった経緯と目的をお聞かせください。

○（教育）総合博物館主幹

御指摘いただきました経緯についてですが、現在のジュニア科学講座は前身であります旧小樽市青少年科学技術館のジュニアクラブ実験自主講座を引き継いだ形で実施している講座です。60年前の昭和38年に道内で3番目の科学館として小樽市青少年科学技術館が開館した際に開講されました。

目的についてですが、当時の資料によりますと、概要としまして、科学技術の基礎を身につけ、観察力の鋭い人材を育て、この人材が将来学問に、産業に、また家庭生活の中で役割を果たすことを目的としなどうたわれています。

○白川委員

そのジュニア科学講座について、総合博物館で実施しているほかの講座との違いをお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

他の講座との違いについてですが、博物館の他の講座は主に単発でやっております。ジュニア科学講座は継続的だということが特徴となっております。通常ですと講座ごとに単発で参加することを前提としていますが、このジュニア科学講座については、年間で開講する講座、今年度の場合は年間11回ですが、これを継続的に受講することを前提としていて、年度当初に登録してもらい、ほぼ月に1回、博物館に定期的に通っていただく形になります。

それから、対象の設定も違います。通常のほかの講座ですと、対象を小学生あるいは小学校4年生以上などある程度広く設定しておりますが、このジュニア科学講座の場合、4年生コースは小学校4年生のみの1学年限定、5・6年生コースは小学校5年生、6年生と2学年限定、中学生コースは中学校1年生から3年生までの中学生限定とターゲットを絞った対象設定となっております。これは学年に応じた実験実習を展開するためであります。

○白川委員

では、ジュニア科学講座を実施して、これまでにどのような効果があったのか、この点に関してお聞かせください。

○(教育)総合博物館主幹

効果についてのきちんとした調査は行っておりませんが、現在でも交流のある修了生の状況を見ますと、中には、大学、研究機関、企業などの研究者になっている事例を多く見受けられます。その方々からは、ジュニア科講座の影響が大きかったという直接的な意見も聞いております。このように、ジュニア科学講座の経験が受講生の将来にいろいろな意味で影響があったことを推察しております。

また、今では大人になったかつての修了生が中心となってOB、OG会を立ち上げ、今の小樽市の子供たちへの科学講座などのサポートなども行うようになっておりまして、よいつながりが維持できていると考えております。

○白川委員

そういった形で修了生はその講座を受けたことで、その後の人生で非常にプラスの部分が生きているということが分かりました。

各学年で定員が違うようですが、この定員というのはどのように決定されているのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)総合博物館主幹

定員の違いについてですが、今年度でいいますと定員は小学校4年生が24人、小学校5・6年生が2クラスありまして、それぞれ28人。中学生が1クラスの20人となっております。

この定員設定ですが、実験を行います実験室には、机が七つあります。そこに4人ずつ座ることで小学校5、6年生の定員は4掛ける7の28人を設定しております。小学校4年生については、実験に不慣れなこともあり、子供たちへの指導を厚く確実にするために少し減らしております。中学生については、より高度な実験内容を行うことを想定し、少なめに設定しております。

○白川委員

では、募集はどのように実施しているのでしょうか。

また、応募者の推移の傾向は、平成19年の総合博物館の開館以来、どのような感じになっておりますでしょうか、お聞かせください。

○(教育)総合博物館主幹

まず募集の方法についてですが、コロナ禍によりここ数年におきましては、ウェブ予約の申込みをしていただいております。

また、平成19年以降の総合博物館になってからの受講生の推移でいいますと、人数的には小学生・中学生全部合わせて100名から130名、140名程度で推移しておりましたが、コロナ禍になりました令和2年以降ですが、大幅に減少しているところです。

ただし、実際の対象学年の市内の在校生の率で表していきますと、小学生に関しましては、おおむね4%台で推移しておりまして、年々、若干の増加傾向にありました。中学生に当たりましては、全般的に約0.6%、0.7%で推移しておりました。これも上昇傾向があったのですが、コロナ禍になりまして一気に減りまして、今年、令和5年度に関しましては、コロナ禍前の状況には戻っておりません。

○白川委員

募集に対して、応募数が多い場合の対応はどのようにされているのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)総合博物館主幹

例えば今年の例でいいますと、4年生コースが若干の定員オーバーとなりました。定員24名のところ26名だった

のですが、これに関しましては、定員受入れ枠を増やすことによって全員を受け入れております。

また、過去に定員をかなり超える人数で応募をいただいた場合があります、それに関しては抽選で絞らせていただきました。

○白川委員

仮に小学校4年生の最初の段階から中学生まで、毎年同じ方が受講することは可能なのでしょうか。

○(教育)総合博物館主幹

可能となっております。実際に小学校4年生、あるいは小学校5年生から途中に入ってきますけれども、中学校3年生まで続けている子供が毎年いらっしゃいます。

○白川委員

受講が始まって途中で不参加になった方はいらっしゃるのでしょうか。

○(教育)総合博物館主幹

実際に途中でやめられた方もいらっしゃいます。実際に調査はしておりませんが、いろいろな理由がありまして、引っ越しなどでやめられる方、家庭の事情、お子様の関係で塾などに通うことなどいろいろあるようですけれども、参加されていない方がいらっしゃいます。

○白川委員

途中で不参加になった方の場合の受講料というものはどういう形になるのでしょうか。

○(教育)総合博物館主幹

おやめになった方の受講料についてですが、基本的にはお返ししておりません。実際に保険料あるいは既にファイルノートなどに使用している部分がありましたのでお返ししていません。

それと実際に参加を途中でやめられても、実験材料とか、その後、定期的に発生しておりまして、それについてはまとめておきまして、後日お引取りをいただくような形で物としてお渡ししている状態になっております。

○白川委員

そうしましたら、参加されている方の交通手段というものはどのようなものがありますでしょうか。

○(教育)総合博物館主幹

小学校4年生、あるいは小学校5、6年生ですと保護者の方の送り迎えが中心となっております。中には近所の方ですと、徒歩で、あるいはバスで通っている方もいらっしゃいます。中学生に関してはほとんどの方が自分で博物館まで通っていますけれども、中には保護者の送迎もあるようです。

○白川委員

それでは、質問を変えます。

小樽市教育推進計画では、主な取組で施策項目26総合博物館の利活用の推進とある中で、科学教育に関する体制の充実とありますが、これについて説明いただけますか。

○(教育)総合博物館主幹

科学教育に関する体制の充実についてですが、こちら教育推進計画にも記載されていますとおり、青少年科学技術館の精神を受け継ぎ、子供たちに科学の身近さを体験してもらえよう科学教育の充実をしています。

具体的には、御質問いただいておりました継続性のあるジュニア科学講座もそうですが、単発で参加しやすい体験を重視した科学講座も充実して実施していくように心がけております。

また、多くの方々に協力をいただきまして、夏に科学の祭典などといった大規模な科学イベントも開催しております。

さらに、令和3年度におきましては、プラネタリウムを更新するなど、科学展示の充実に努めているところです。

○白川委員

様々な取組がなされていると理解しました。

先日6月20日の我が党の横尾議員の代表質問の答弁で、デジタル人材の育成について、理数好きの子供の裾野を広げる取組が重要であるとの認識を確認いたしました。そこで、デジタル関連人材の育成など、将来を見据えた取組が必要だと考えております。

そこで、本市がこれまで長きにわたって実施してきたこのジュニア科学講座の取組が、今後、本当に重要になるのではないかというふうにも考えております。どの家庭でも均等に科学に対して興味を持つ機会を設ける場であるべきだというふうにも考えております。

この受講料年間3,000円について、無償化を進めるべきと考えますが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館主幹

受講料の無償化についてということですが、まずこの受講料の中身についてですが、こちらは保険料、そしてファイルノート代、それに実験消耗品などとなっております。また、工作などを行った場合には、作ったものなどは受講生の方にお持ち帰りいただいております。

このように、必要最小限の受講者の方の負担となっておりますので、無償化については難しいと考えております。

○白川委員

本市がこれまで長きにわたって実施してきたジュニア科学講座の部分で、今御答弁いただいたのですけれども、第7次小樽市総合計画でも、本市の人口減少が続く中、小樽の未来を担う人材を育成するという観点から、英語教育や理数教育、そして情報教育の充実を図るとともに、子供たちの発達段階に応じたキャリア教育を一層充実する必要がありますとあるように、未来への投資にもなるこの教育の充実というのは、非常に重要な課題だというふうにも考えるわけなのですけれども、この利用者に対して段階的に負担軽減を実施して、将来的に無償化してはどうでしょうか。1回で無償化というのはなかなか難しい部分もあるかと思っておりますので、段階的という部分での検討という部分ではどうでしょうか、お聞かせください。

○(教育)総合博物館主幹

段階的に無償化という御指摘ですが、繰り返しになりますが、現状でも必要最小限の受講料となっております、本当に実験消耗品などだけをいただいているような状況となっております。その点を含めまして無償化については、段階的におきましても難しいのではと考えております。

○白川委員

私としても、そういった市民の方の声がある以上、引き続き違う形で訴えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

◎美術館の利用促進について

では、次の質問に移ります。

小樽市教育推進計画施策項目10体験活動の推進について、社会教育施設や地域の教育資源を生かした体験型学習活動の推進とはどのようなことを指すのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)美術館副館長

これにつきましては、美術館などの社会教育施設の機能を生かして、児童・生徒の体験型学習活動を推進することとなっております。

具体的には、例えば当館では外部講師による親子で参加するワークショップなどを行っております。

○白川委員

今御答弁いただいた中で、今回は美術館について少し取り上げたいと考えます。

美術が子供に与える影響について、その効果は様々な媒体で証明されております。作品を見て感想を述べること

で言語表現力が磨かれたり、作品を鑑賞することで自分の考えや行動を客観的に理解判断できるそのメタ認知能力というものが育ったり、そして、自分の手で美術作品を生み出すことには自己肯定感が育つというすばらしい効果がありまして、どれを取っても人間形成に欠かせないものとなっております。

現在、本市には美術館は市営と民間で何施設あるか、お聞かせください。

○(教育)美術館副館長

市立が1か所、民間が6か所の計7か所になります。

○白川委員

では、年代別の年間利用者数をお聞かせください。

○(教育)美術館副館長

当館の過去5年間の利用者数になります。年代区分にいたしましては小・中学生、高校生、一般とで御報告させていただきます。

まず令和4年度です。小・中学生1,462名、高校生85名、一般1万1,291名の合計1万2,838名です。

令和3年度、小・中学生709名、高校生59名、一般7,958名、合計8,726名となります。

令和2年度、小・中学生579名、高校生51名、一般4,969名、合計5,599名となります。

平成31年度、小・中学生1,204名、高校生155名、一般9,552名、合計1万911名となります。

平成30年度、小・中学生1,230名、高校生441名、一般9,853名、合計1万1,524名となっております。

○白川委員

結構、新型コロナウイルス感染症の影響が強かったのだと理解いたしました。

これまで市独自もしくは民間美術館との取組で、子供たちが広く美術や芸術に触れる機会があったでしょうか、お聞かせください。

○(教育)美術館副館長

まず当館のもので申しますと、先ほど例示いたしましたワークショップを毎年開催しているほか、市内の小・中学生に美術館専門のパンフレットを作成し、全員に配布してございます。

また、市内中学生による美術館の就業体験などを行ってございます。

○白川委員

これからは一流の芸術に触れる機会というものを、次の世代を担う子供たちに広く均等に与えるべきだというふうに考えております。子供たちの可能性を最大限に引き出すために、小学生以下は市内の美術館の入館料を全館無料にできないかと考えていまして、その取組を提案したいというふうに考えております。

市長の重点公約でもあります子供たちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めるという点では、非常に重要であると考えます。

この提案についてどのような考えをお持ちか、お示してください。

○(教育)美術館副館長

子供たちに芸術に触れる機会を増やすことは大変よいことだと思いますが、先ほど申し上げた市内7か所のうち、既に5か所が小・中学生を無料としていること、残り2か所の展示品がいわゆる一般向けであることなどから、それら2か所の民間の美術館に対し、無料にしてもらうことは難しいものと考えてございます。

○白川委員

一流の文化芸術に触れることは、人材を育成する上で非常に重要であるというふうに考えております。本市ではそういった美術館がたくさんあることから、それが実現可能であるというふうに考えていますので、また別角度で提案をさせていただきたいと思っておりますので、私からは今回、以上で終わります。

○横尾委員

◎新総合体育館のプールについて

私からは、新総合体育館のプールについてということでお伺いしたいと思います。

初めに、新総合体育館基本構想というのが令和5年2月に策定されましたけれども、その中で基本理念と基本方針というものが定められたとお聞きしております。その内容について、改めて確認させてください。

○(教育)近藤主幹

基本理念につきましては、昨年度に2,000名の方を対象に行いました市民アンケートの結果などを基に、整備検討委員会の委員の皆様にご議論いただき、定めてございます。定めた基本理念が、「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」となっております。

まず、この誰もが集いというのは、にぎわいや交流、それからユニバーサルデザインの採用、こういった考えが込められてございます。

それから、未来へ続くにつきましては、持続可能な施設ということで、省エネや再エネの活用、それから効率的な規模と運営、こういった考えが込められてございます。

それから、健康拠点につきましては、スポーツの振興、それから健康寿命延伸への考えが込められてございます。

それから、そのほかに四つの基本方針が定められております。

方針1が、市民のスポーツ活動を推進し、健康寿命延伸に寄与する体育館。方針2が、気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す体育館。方針3が、防災機能を備えた、安全・安心な体育館。方針4が、環境に配慮し、将来を見据えた、持続可能な体育館。こういった方針となっております。

○横尾委員

改めて確認させていただきますけれども、基本理念としては「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」ということ、そして基本方針は四つが示されております。

このキーワードというか健康拠点、健康寿命の延伸に寄与する体育館とされておりますので、その体育館に併設されるプールにつきましては、やはり競技水準の向上というよりも、どちらかというと健康づくりに対応できるようなものになっていくというふうに考えられるのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○(教育)近藤主幹

確かに、コンセプトとしましては市民の健康づくりに貢献することは重要視してございます。しかし、スポーツの振興、各競技の競技力向上は総合体育館建設の前提条件というふうに考えてございます。ですから、スポーツ振興と健康増進という機能を併せ持つ施設という意味で我々は考えてございまして、決してスポーツ振興の部分を切り捨てているという考えではございません。

○横尾委員

私も切り捨てるというお話はしておりませんが、どちらかというと競技水準を上げる、競技に特化するとすると、深さだとか、そういったものを考えたりするとなかなかこの健康づくりに対応できるものが難しいのかということでも対応できるものというふうに聞かせていただきました。

次に、健康拠点や健康寿命の延伸に寄与するという方針が示された以上、やはり今後、その方針が達成できているかというのも見なければならぬと、そういった体育館として、プールも含めてですけれども、その目的が達成されているかというのは非常に重要なのかというふうに思います。

そうすると今後、健康寿命の延伸だとか、例えば健康寿命が長くなれば、医療費が削減されていくなどということで数値の確認ができる目標値みたいなものを設定して効果を確認することも必要であるかというふうに思っております。そのような考えについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○(教育)近藤主幹

まず体育館の開業は、早くても5年から6年かかります、それからそういった効果の検証といいますとさらに数年後ということで、まだ先の話にはなるのですけれども、健康寿命の指標ですとか各指標を管理している部局、健康寿命でいいますと保健所の健康増進課になると思うのですが、そういった課とは、今後、情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○横尾委員

なかなかこういった健康を守っていく、つくっていくというところでは、やはり生涯スポーツ課だとか、そういった教育委員会だけではできない部分もあると思いますので、その辺の連携というのは必要なかというのが、今後の課題かというふうに思っています。

そこでまたお聞きしますけれども、交通アクセスの関係で、新総合体育館の交通アクセスについては何度か私も質問させていただきました。バスを2路線利用するというのであれば、高島小学校温水プールと金銭面的には変わらないのかというふうに思っています。時間もそう大きく変わらないと思います。

やはりその部分を考えて、交通アクセスをしっかりと強化していかなければ、利用する方は増えていかないという懸念がありますけれども、この総合体育館にプールを新設するに当たって交通アクセスの強化についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○(教育)近藤主幹

交通アクセスの強化なのですけれども、現時点で、例えば体育館とどちらかの拠点をつなぐような直行便ですとか、そういったものを開設するといったことまでは考えてございません。基本的には既存の路線を活用していただくということでお願いしていこうと思っておりますけれども、今後の利用見込みも民間バス会社には、情報提供はしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、実際に体育館の利用者の大部分は徒歩か自家用車が多いということが分かってございますので、今は駐車場が非常に狭隘であるという課題につきましては、新しい体育館では相当数、少し大きな駐車場を用意して、自動車で来られる方のアクセスも容易にできるようにしたいというふうに考えてございます。

○横尾委員

今、駐車場のお話が出ましたけれども、私の周りからも不足するのではないかというお話があったりしますけれども、例えば立体駐車場などということは検討の中に上がってきているとか、そういったものがありますか、お聞かせください。

○(教育)近藤主幹

駐車場の具体的な整備方法については、まだ先の段階ですのでそこまでの検討を始めていないのですけれども、ただ、現存の体育館を解体後に、そこに駐車場を造る計画にしているのですけれども、現存の体育館の土地が、体育館の入り口部分とアリーナで段差が結構あるのです。平家でいうと1階分ぐらいの段差がございます。その段差の解消というのも一つの課題になっているのですけれども、今、委員もおっしゃったような、例えば低いほうの土地に立体駐車場を設けるといってもその段差を解消する一つの方策にありますので、そういったことも含めて今後、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○横尾委員

私は、今回プールにということでお聞きしておりましたけれども、利便性の大変よかった小樽駅前に市民プールがあったときも、プールの利用者というのは減少していたと思っています。

今回の建設場所は、やはり小樽駅前に比べると交通の便は、そこよりはよくない場所にあるのかということで、そして人口が小樽市はどんどん減少していく中で新しい施設を造って、そうしたら何が必要かという、やはり今まで利用していない市民の方にどれだけ利用してもらえるかという観点が必要なかと思っています。



先ほど体育館には徒歩で来られる方はなかなか少ないとお話がありましたけれども、プールに来られる方は水のおかげで負荷がかからないということで歩く練習だとか、そういった方もいらっしゃいますし、そういった方は恐らく歩くのも大変ということで、市内の本線から歩く距離はかなりあるということを前から指摘させていただいていますが、そういった方もいらっしゃる、体育館だけではないという観点もぜひ検討に入れていただきながら、進めさせていただきたいと思ひまして、次の質問に変えさせていただきたいと思ひます。

◎立地適正化計画について

次に、小樽市立地適正化計画についてお伺いたします。

立地適正化計画の骨子が、先日策定されましたけれども、この立地適正化計画に関する現状についてお聞かせください。

○（建設）三浦主幹

立地適正化計画の策定の現状でございますけれども、令和6年3月の策定を目指しまして、本年2月に計画の基本的な方向性を示します基本方針骨子を策定しまして、現在、この骨子に基づき居住誘導区域の設定などの検討を進めているところでございます。

○横尾委員

立地適正化計画が策定されたとして、課題として居住、都市機能、そして交通ネットワークというものが挙げられております。この立地適正化計画が策定されることによって、これらの課題について、特に公共交通網形成計画などに影響を与えるものなのか、そして、この立地適正化計画の内容が反映され、見直しなどに動き出すものなのか、確認させてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

特に公共交通関係ということなのですが、立地適正化計画の内容により判断すべきものと考えておりますが、立地適正化計画の目標年次が20年程度、公共交通関係の計画でいいますと5年前後、そういうスパンの違いがございますので、公共交通の計画については、直ちに見直すというよりは立地適正化計画の方向性を常に念頭に置きながら、状況に応じながら現状に応じて見直していくことになるかと考えております。

○横尾委員

今、小樽市全体で人口が減ってきております。そんな中で立地適正化計画を策定しているのかと思うのですが、やはりどんどん人口が減っていく中で、いろいろなことがあって公共サービスが縮減していく、こういったことを都市の縮退と言われております。都市の縮退というのは、人口が減ることだけではなくて、それに伴う需要減少、公共サービスをはじめとしたサービスのレベルの低下、地域の担い手の弱体化、そういったコミュニティーの衰退などにつながっていくということで、負のスパイラルに陥ることがあると言われております。働く場所がなくなる、所得が減少する、そういった都市の衰退が避けられないとはいえ、負のスパイラルに陥らないように賢く衰退させるスマートシュリンクということを考えることが重要だと言われております。

立地適正化計画もその手法の一つだというふうに言われておりますけれども、この実現のため、賢く衰退させるためには人口の増加、都市の拡大成長を前提としてきた様々な枠組みは見直さなければならない。雇用、産業、福祉、社会保障、全てのシステムを見直していく中でのまちづくりの取組が必要でと言われております。

そういった観点も持ちながら進められているのだと思った中で、また質問させていただきたいというふうに思っていますが、この骨子の中で拠点の設定というところがあります。中心拠点などで高次の都市機能を提供するとありますけれども、この高次の都市機能とは具体的にはどのようなものか、お示しください。

○（建設）三浦主幹

高次の都市機能とは、国土交通省の立地適正化計画作成の手引きにおきまして、行政の中核機能や総合病院、あと相当程度の商業の集積などとされておりまして、具体的には行政の中核としては市役所の本庁舎など、あと相当

程度の商業の集積としては大型商業施設などが想定されております。

○横尾委員

高次の都市機能を提供すると言われてはいますが、この必要なそれらの施設というのは、誰が、どのように集積し、また誘致していくのか、その考え方についてお知らせください。

○(建設)三浦主幹

誰が、どのように誘導、集積していくのかにつきましては、立地適正化計画におきまして、市が都市機能誘導区域を定め、公表します。それを受けて、建て替え時などに施設管理者が区域内に立地していただくようにするものでございます。

なお、この際、国や市の支援を活用できるものは活用していただくことになります。

○横尾委員

そうすると、あくまでもこの都市機能を有するような施設に関しては、施設設置者の方が考えていくという形になりますか。

○(建設)三浦主幹

そのとおりでございます。

○横尾委員

国土交通省が作成した国土のグランドデザイン2050で、サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模という参考資料がございます。これによると、10万人を超える自治体には多様な施設が立地されることがグラフのようなもので分かります。しかし、10万人未満となると大規模なショッピングセンター、映画館など小樽市であれば当たり前のようにある施設が存在しなくなる可能性が高くなることが示されています。

そういったことから、恐らく今あるもの、集積されているものところに拠点を造っていくという形だと思うのですが、そういったものがなくなった場合、誰がその場所に集積していく、または誘致していくのかということをお聞きしたかったのですが、その場合もあくまでも施設の設置者が考えていくものなのか、改めて確認させてください。

○(建設)三浦主幹

施設の維持に関しては、基本的に利用者による収益で賄うこととなります。そのため都市機能が集積するエリアに居住を誘導して人口密度を確保しまして、全人口が一定程度減少しても、維持可能なように対応するものとなっております。

なお、計画の目標年を超えたさらに先の維持については、全国的な課題でもございまして、引き続き検討が必要なものとはなってございます。

○横尾委員

この計画などもそうですけれども、20年が目標年次というようなお話でしたけれども、10万人というところで、ある程度の境があるのかというのはこの資料を見て思いました。その中で、こういった立地適正化計画で、ある程度の人を集めていくというような形なので、ここが小樽市としては非常に大事な起点になっているのかということで確認させていただきました。

そしてもう一つ、計画的に開発がなされた幸、オタモイ、望洋台、桂岡町の住宅地については、拠点として示されていないのが気になります。

そして、人口が増加傾向にある銭函地域についても同じような地域拠点としてなるのかというところが、この骨子の中では示されていた部分がありますが、これについてお聞かせください。

○(建設)三浦主幹

幸、オタモイなどの住宅地につきましては、これから策定委員会の中で議論していく内容であるため、まだ検討

中ですが、良質な既存の住宅ストックや都市基盤については、今後も有効活用していく必要があるものと考えてございます。

錢函地域に関しても、人口が急激に減少している本市にとっては人口が増加傾向にある地域について、かなり重要な区域だと思っておりますので、今後、検討していきたいという部分では考えてございます。

**○横尾委員**

それこそ、この10万人を切るという目安が結構あるというふうに私自身も感じています。その中で立地適正化計画が策定されているということ、私は非常に注目している部分もあります。

また、都市機能をいかに持たせていくのか、維持していくのか、そして、新たな魅力をどうつくって、ここに住んでいてよかったというまちにしていくのかというのは、これからまたさらに議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございましたので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

みらいに移します。

---

**○小池委員**

**◎学校等における熱中症対策について**

まず、熱中症対策について質問いたします。

地球温暖化による気温上昇に伴い、増加が予想される熱中症ですが、小・中学校、児童館・児童センターにおける熱中症対策についてお聞きいたします。

先月25日、音更町の中学校で生徒11人が、体育祭が終わった後、頭痛や吐き気などを訴え、病院に搬送されるということがありました。また、次の日の26日も、中札内村の中学校で体育祭の練習後、男女9人の生徒が熱中症と見られる症状を訴え、緊急搬送されるなど道内においても事例が出ています。また、全国を見れば、最高気温が40度を超える都市も出てきており、熱中症で搬送されるニュースが後を絶ちません。

初めに、熱中症とは何か簡単に御説明をお願いいたします。

**○（保健所）健康増進課長**

熱中症の定義ですけれども、熱中症とは高温多湿な環境に長時間いることで体内の水分や塩分バランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなったりして、けいれんや頭痛など様々な症状を起こす病気のことです。

**○小池委員**

熱中症、またそのおそれにより本市で緊急搬送された件数を過去3年間でお示しください。

**○（保健所）健康増進課長**

熱中症の疑いにより救急搬送された過去3年の件数についてお伝えいたします。

令和2年度が27人、令和3年度が74人、令和4年度が38人。令和3年度は非常に暑かった年で例年より多くなっております。

**○小池委員**

その中で小・中学校から搬送された件数も同様に過去3年間までお聞かせください。

また、児童館・児童センターも併せてお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

救急搬送された方の内訳で、小学生・中学生というような内訳については押さえていないものですから、年齢で6歳から15歳までの救急搬送された方についてお答えいたします。

令和2年度はゼロ人、おりません。令和3年度が4人、令和4年度が0人ということになります。

○小池委員

では、熱中症と見られる症状が出た場合、学校や児童館・児童センターでは基本的にどのような処置をされているのか、お聞かせください。

また、教職員はどのように熱中症対策について理解・把握をされているのでしょうか。

同様に、児童館、児童センターの職員に関してもお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

児童・生徒に熱中症の症状が出たときには、各学校におきまして、北海道教育委員会から発出された学校における熱中症対策の徹底についてという通知によって、熱中症の緊急措置やフローチャートで示されております症状に応じて、涼しい場所への避難、休憩から救急車で医療機関への救急搬送まで、通知に基づいて、教職員間で情報を共有し、措置しているところです。

また、教職員の対処法ということでございますけれども、児童・生徒の熱中症を防ぐために、熱中症が増加する季節に合わせて、各学校に熱中症対策の徹底や、より一層の充実を図るよう、具体例を示し、毎年繰り返し通知し、対処法について周知しております。

また、校内研修などにより、熱中症の共通理解を図っているところです。

○(こども未来)放課後児童課長

いなきた児童館、とみおか児童館、塩谷児童センターにつきましては、指定管理を行っておりますが、管理運営の中で指定管理事業者の職員の対応として、熱中症状に応じた対処をマニュアル化しておりまして、例えば頭痛や吐き気だとか、そういった症状を訴える児童が出た場合には、保冷剤等で体を冷やすだとか、水分や塩分補給をする、横になって安静になるなど、その重症度に応じた対応をしております。

また、職員の知識の習得に関しましては、指定管理者の事業計画によりますと、年1回の職員に対する熱中症対策研修というものをを行っているほか、対応マニュアルを職員に配布し、知識の習得を図っております。

○小池委員

児童館、児童センターは研修を受けられているということですが、小・中学校の教職員は研修などを受けていらっしゃるでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

教職員の研修等、対処法の把握というところでございますけれども、教職員につきましては、先ほどもありましたとおり、校内研修などによって熱中症の共通理解を図っているところでございます。

○小池委員

では、熱中症対策用品としてどのようなものがあるのか、お聞かせください。

また、その備えはどのようにされているのか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

小・中学校でお答えさせていただきましても、小・中学校では、熱中症の症状が出た児童・生徒のために、氷枕とか保冷剤を準備しておりまして、学校によっては経口補水液を準備しております。これらは保健室に準備しているというところでございます。

○小池委員

インターネットで熱中症対策を調べると、令和3年5月に環境省・文部科学省において、学校における熱中症対

策ガイドライン作成の手引きがありました。この冒頭では、文部科学省は例年、都道府県教育委員会等を通じて、全国の国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校等に対し、熱中症事故の防止について通知等を発出し、児童・生徒等の健康管理に向けた注意喚起を行うなど、学校における熱中症対策を推進しています。こうした状況を踏まえ、一部の教育委員会では熱中症対策のためのマニュアルやガイドラインを作成していますというふうに書かれているのですけれども、先ほど何かおっしゃっていましたが、本市も学校別では何かマニュアルやガイドラインというのを作成しているのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

今お話のありましたとおり、令和3年5月に環境省・文部科学省が作成した学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きという通知がありまして、本市としましては、熱中症のガイドラインを学校ごとに危機管理マニュアルを通じて作成しているということでございます。

○小池委員

あと、このガイドラインの中で、学校によってそれらの内容の充実度には大きな差があるのも現状ですと記載されているのですが、実際に小樽市の学校で大きな差というのはあるのか確認されていますか。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

今、御質問のあったとおり、基本的には令和3年5月のガイドラインの手引きというところを基にしてやっているのですけれども、各学校におきまして、その状況であったり、生徒数だったり、設置している環境だったり違いますので、その学校に応じて危機管理マニュアルに落とし込んで作成しているというところでございます。

○小池委員

学校によって本当に温度は全然違うと思いますし、学校別に決めていくべきだと私も思っています。

では、その小・中学校における教室、職員室、体育館、保健室の温度は測っているのでしょうか。測っているのであれば、誰が、いつ、どのように測っているのか、お聞かせください。

また、児童館・児童センターも同様にお聞かせください。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

温度の管理ということでございましたけれども、教室等に温度計を設置しておりますので、学級担任等が主に朝、温度を把握して管理しているところでございます。

○(こども未来) 放課後児童課長

児童館・児童センターの室内の温度管理につきましては、児童館、集会室、遊戯室、図書室全てのお部屋に温度計と湿度計を設置しておりますので、そちらで管理しています。

○小池委員

担任等が朝チェックしているということだったのですけれども、暑くなるのがお昼ぐらいだと思うのですけれども、朝に測られている理由と、児童館・児童センターは湿度まで測っていただいているということなのでも、学校も湿度は測られているのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

今、御質問がありましたけれども、まず朝に学級担任が状況を把握して、換気の対策もありますので、まず窓を開けたり、扇風機のスイッチを入れたり、カーテンを閉めて日差しを遮るなどの対策をして、もちろんお昼だけではなくて、一日を通して、その温度・湿度を見て、その状況に応じて今挙げたような扇風機、カーテン、日差し、そういうものを全て頭に入れながら対応しているというところでございます。

○小池委員

次に、現場の環境条件を把握する指標として、暑さ指数WBGTが用いられますが、このWBGTとは何か、簡単に御説明ください。

○(保健所)健康増進課長

暑さ指数のWBGTにつきましては、人体と外気との熱のやり取りに着目した指標でありまして、気温、湿度、日射や輻射などの周辺の熱環境の三つの要素を取り入れた指標となっております。数値によって、ほぼ安全から運動は原則禁止とする危険までの5段階に分かれておりまして、環境省が独自に算定して公表してございます。

○小池委員

本市の小・中学校、また児童館・児童センターにおけるエアコンの設置状況についてお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

小・中学校のエアコンの設置状況につきましては、令和4年以降に建設した学校施設のパソコン教室について排熱等で教室が熱くなることを想定いたして設置しておりまして、小学校は4校、中学校は2校が設置している状況になってございます。

○(こども未来)放課後児童課長

児童館と児童センターのエアコンの設置状況につきましては、市内に児童館は三つありますけれども、設置はされておられません。

○小池委員

その中で、小・中学校の保健室のエアコンの設置状況についてお聞かせいただけますか。

○(教育)施設管理課長

本市における保健室へのエアコンの設置状況でございますが、小学校1校のみでございます。

○小池委員

あと、令和2年度に市議会議員の政務活動費を学校の冷風機などの購入に使っていただいたと思いますけれども、その内容と小・中学校における冷風機・扇風機などの設置状況をお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

新型コロナウイルス感染症関連施設の充実に充てていただきたいということで、議会費の一部を減額させていただきまして、学校管理費空調設備整備事業費といたしまして議決いただいたところでございます。

整備状況といたしましては、3密を防ぐ換気対策及び暑さ対策といたしまして各教室に扇風機を設置させていただき、熱中症対策といたしまして保健室にスポットクーラーを設置させていただいたところでございます。

扇風機につきましては、通常学級と特別支援学級それぞれ各2台です。特別教室につきましては、小学校1校当たり5台、中学校1校当たり10台、スポットクーラーにつきましては各学校の保健室として29台を整備させていただいているところでございます。

○小池委員

熱中症の症状が出た場合、まず子供を保健室に連れていくと考えます。しかしながら、その保健室の温度が高いなど、対応する環境はとても重要であって、本来は体を冷やさないといけないため、学校の中で一番エアコンの必要性はすごく高いと感じます。

道内他都市においても保健室にエアコンを整備する動きがあるのですが、状況が分かればお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

私の把握している範囲でございますが、保健室のエアコン設置につきましては、帯広市が令和2年度に保健室に設置したということと、千歳市が今年、防衛施設周辺の防音対策事業といたしまして、以前から空調設備に要望があったということで、優先度の高い保健室の整備を決めたということをお聞きしてございます。

○小池委員

新型コロナウイルス感染症の対応だったり、防音だったり、いろいろな対応はあると思うのですが、熱中症の対応として保健室にエアコンの整備が必要だと思うのです。

小・中学校の保健室にエアコンを整備する必要性、方向性について本市の考え方をお示してください。

また、児童館・児童センターには保健室はないと思いますが、子供を処置する部屋での必要性についてお示してください。

#### ○(教育)施設管理課長

本市におきましても、本州並みの最高気温を記録する日が多いことから、学校及び保護者からも暑さ対策を求められているのが現状としてございます。

熱中症など体調が優れない児童・生徒のために、令和2年度に保健室へスポットクーラーを設置したところではございますが、今後の学校改良工事に合わせまして検討していくことが必要であるというふうに考えてございます。

#### ○(こども未来)放課後児童課長

児童館と児童センターにつきましては、現在、各部屋の広さに応じて扇風機数台を設置して暑さ対策しております。静養するような保健室はございませんので、カーペット敷きになっているような集会室だとか、そういったところを静養するスペースに使う形になりますけれども、エアコンがあるほうが快適な環境であると考えているところですが、部屋ごとに設置するという事は費用面からも難しいと考えております。現時点では扇風機で暑さ対策しているということを経営していくほか、職員が温度を管理し、熱中症予防対策を呼びかけるなどの対策を行っていきたくと考えております。

#### ○小池委員

少し話は余談かもしれませんが、私も体操のクラブの指導をやっていて、総合体育館の第4体育室で子供たちに教えているのですけれども、そこでもやはり器具を出しているときに具合が悪くなって、倒れてまではないのですけれども具合が悪くなった生徒がいたりとか、その場でどうするかということも考えて、瞬間冷却材というのがあって、ぱんと叩けば冷えるというものを使って対応したりはしているのですけれども、年々、熱中症で具合が悪くなる子どもも多分これから増えてくるのではないかと予想されますので、まずは保健室にエアコンを整備するような方向性をぜひとも進めていただきたいというふうに思っております。

#### ◎人口減少対策・子育て施策について

次に、人口減少対策・子育て施策について、本会議の一般質問で質問したことについて改めてまた質問いたします。

私のその質問の趣旨をまとめますと、人口減少対策には子育て支援が必要であり、子育て支援といっても様々ありますが、公園を含めた遊び場を特に進める必要があり、それは本市で実際に子育てしている保護者の声はもちろん、近隣都市だけでなく人口が増加している兵庫県明石市でさえも五つの無償化の一つに入れるほど、対策として遊び場の必要性が高いと実証されていますということです。

これまで私は公園に特化した質問、児童館に特化した質問をしてまいりましたが、それら全てを遊び場という観点で考え、人口減少対策として対策すべきと考えますが、横断的、総合的に考えるのはどの部署なのか、公園緑地課なのか、企画政策室なのか、子育て支援課なのか、今回の質問のレクチャーでもこのことを答えることでもめていました。公園を生かした遊び場、プレーパークの質問をしたときも同様にもめていましたし、結果的にどの部署も人口減少対策としての観点から、子育て世代が望む公園や遊び場を考えることは難しいということが分かったので、このことを考える部署や専門職員が必要ではないかという質問になりました。

公園のことは公園緑地課という考えもありますが、私がもし今ある公園を改革するならば、築港臨海公園を改革します。しかしながら、築港臨海公園の所管は産業港湾部であり、公園緑地課ではありません。恐らく産業港湾部も人口減少対策、子育て支援の観点から公園を改革することは、私が今まで経済常任委員会で公園のことを質問してきましたが、感覚的には難しいのかというふうに思いました。

部署が横断的に考える必要性はあるものの、公園を含めた遊び場の関係を総合的に考え、主導で動く部署や職員

が必要ではないかと思い質問させていただきましたが、人口戦略推進本部などで検討するということでした。

質問していても感じることは、既存の公園は公園緑地課が整備、維持管理を前提に長寿命化計画などで行っていて、遊具に関しても近隣住民の意見を聞いてきちんと更新していて、そのことについて質問しているのではなくて、もっと大きな視点で、子育て世代が望む、札幌市でいうと屋外プールのある農試公園や屯田西公園、キャンプやバーベキューができる五天山公園や前田森林公園、また遊具がすばらしく公園内の中で遊具が幼児用とすみ分けされている明日風公園など紹介したい公園はたくさんあるのですが、こういった公園を造るべきですという趣旨で質問しています。

街区公園などの小さな公園のお話ではないことは、まず御理解していただきたいと思います。そして、そのような公園を造るにはどうしたらいいのかということになります。

まず、今まで人口減少対策として子育て世代が望む、先ほど御紹介した札幌市の公園のような公園整備を考えてきた経緯はあるのか、お聞かせください。

#### ○(建設)公園緑地課長

ただいま委員から御紹介がありました札幌市にあるような公園の整備につきましては、これまで具体的な整備計画についての検討を行ったことはございません。しかしながら、今後は市民のニーズに応えられるような公園整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ○小池委員

人口戦略推進本部の中で横断的に考えるとといっても、公園緑地課から提案がないとなかなか進まないということなのか、それとも産業港湾部の所管する公園が人口減少対策として公園整備を必要とすると考えて産業港湾部が出てくるのか。

横断的に考えることは困難なことも予想されて、市全体、部署全体で考えなければならないとは思いますが、子育て世代が望む公園をもしできるなら、どのような手順で進められると考えるか、お聞かせください。

#### ○(建設)公園緑地課長

人口減少対策としての公園整備を進めるに当たっては、子育て関連の課題などを整理することが必要となると考えられるため、関係各課との連携を図りながら、公園整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ○小池委員

その横断的に考えるのが私は難しいのではないかと思いますので、時間がないので少し質問を飛ばします。

子育て施策の所得制限のことについてお聞きいたします。

小樽市の考え方は、所得に関係なく全ての子育て世代が公平に助成を受けられることは子育てしやすい環境として望ましいが、財政負担の影響があるので慎重に考慮するという御答弁でした。兵庫県明石市の考え方は、財政が厳しいからこそ所得制限をなくして子育てしやすい環境にすることで人口が増えて結果的に財政が潤うという考え方で、本市の考え方とは真逆になっていると思うのですが、財政が厳しいからこそ所得制限をなくすという明石市の考え方について、もう一度お聞きいたします。

#### ○(こども未来)こども福祉課長

本会議でも答弁させていただきましたとおり、所得に関係なく全ての子育て世帯が公平に制度を利用できるということは、市としましても、子育てしやすい環境としては望ましいものと考えております。一方で、所得制限をなくすためには、短期的にも長期的にも一定の財源が必要になりますし、所得制限をなくすことによる財政面の影響と併せて、市として多くの施策がある中で、市全体としての施策の優先度についても考慮しなければなりませんので、そういう意味で慎重に考慮する必要があるという答弁をさせていただいたところです。

委員が比較されている兵庫県明石市と小樽市では、財政規模や主要な産業など市の特徴が異なる部分がありますので、所得制限をなくすことについて一概に比較することは少し難しいと思っておりますけれども、小樽市として



も所得制限をなくすことについて、今後、庁内議論の中で財政面の短期的な影響、長期的な影響も含めて、小樽市の状況を踏まえた上で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

#### ○小池委員

ぜひ検討をお願いいたします。

#### ◎子ども食堂について

最後に子ども食堂について質問いたしますが、実際に今はどのくらいの頻度で子ども食堂が開かれているのか。

また、何を見て子ども食堂の情報が分かるのかが課題であって、市民の方が、いつ、どこで行っているかをとても分かりやすいようにするべきと考えますが、その二つを併せてお答えいただければと思います。

#### ○（こども未来）こども福祉課長

子ども食堂の開催頻度でございますけれども、活動している団体のそれぞれの方針ですとか運営状況によって開催頻度は異なっております。一例を挙げますと、毎月決まった週の決まった曜日に開催するとあらかじめ決めまして、月に2回定期的に開催しているところもありますし、毎月1か月のスケジュールを頭で決めて、週に複数回開催しているようなところもございます。

それをどのように市民の方に分かりやすく周知するかというところでございますけれども、こちらについても、活動している団体の活動方針、対象としている年齢ですとか居住地域、それから対象範囲もそれぞれ異なりますので、また、その場所の広さで一度に収容できる人数の制限もございますので、まず運営団体から、市民周知にどのような周知を行いたいかという意向の確認も含めまして、ヒアリングを行いながら、分かりやすい周知方法については、今後、検討してまいりたいと考えております。

---

#### ○白濱委員

2か月前まで65年間、一般市民でありましたわけで、どちらかというと市民目線での質疑になりますので、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ◎宿泊税の税率・税額について

まず、宿泊税の税率・税額についてであります。定率制、定額制、法定外目的税である宿泊税の導入につきましては、先般の会派代表質問の折に、今後、第3回定例会、そして第4回定例会に向けて、順次導入に向けて諸準備を進めていただけるとのこと、現実的には2年後の施行に向けて速やかに推進させていただかなければならないと思っております。そこで、争点の一つとなってくるのは税率、税額です。

小樽市観光税導入に係る有識者会議における提言におきましては、定額制による一律での課税とし、宿泊料金での段階税率は設けるべきではないと提言されております。既に導入をされている東京都、大阪府、京都市などでは定額制を導入されており、倶知安町では2019年11月1日より全国で初めての定率制を導入し、また、ニセコ町でも現在準備を進めております。北海道や札幌市でも検討に入っているようです。

定額制により特別税収されている都市においては、各自治体により宿泊料金による税額は多少異なっております。例えば東京都では、宿泊者1人1泊の宿泊料金、国税地方税等を除いた金額に対し、1万円未満が非課税、1万円以上1万5,000円未満が100円、1万5,000円以上が200円。京都市では、宿泊料金における非課税は設けていないなどと、定められた額に宿泊者1人の宿泊日数を掛けた税額となっております。各自治体にはそれぞれの観光事情がありまして、異なっているものと推察されます。

一方で、定率制の倶知安町では、宿泊者1人の宿泊料金合計額掛ける2%としております。宿泊料金合計額には消費税、地方税、入湯税等の国税地方税等が含まれない宿泊料金合計から100円未満は切り捨てた額に対し2%を課税しております。

本市といたしましては、今後、導入を検討中の道との課税方法をそろえるのか否かなど苦慮されることもあろう

かと思われます。福岡県と福岡市、北九州市の両市は、県税も含めて市が一括して徴収しております。

これらの事例を踏まえて、本市におかれましては、現段階では定率制、定額制どちらを選択していかれる予定でしょうか。

**○(産業港湾) 観光振興室松本主幹**

今年2月に小樽市観光税導入に係る有識者会議から御提案いただきました内容は、簡素な制度で広く負担を求めることが望ましいということが一つ。

また、宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いがないといった観点をしっかりと踏まえて、現時点では定額制が望ましいと考えております。

**○白濱委員**

次に、小樽市の年間宿泊税額のおおよその予想について試算してみたいと思います。

例えば、コロナ禍前の令和元年度の宿泊者数を参考に試算を仮想してみたところ、1人当たりの平均宿泊税を250円と試算した場合、定額制の場合は年間で約2億3,336万円となります。これはあくまでも仮の試算ですが、年間約2億円の税収を見込めることとなります。

本年度の一般会計歳出予算における観光費は後ほどお聞かせいただくことといたしまして、近年の一般会計歳出予算における観光費が年間約1億6,000万円とすると、歳出以上に税収額を見込むことが可能となっております。これを今後の観光振興事業に充てるのが小樽市の未来の一助になりますことを切に望んでおります。

そこで、この財源の効果的有効活用につきまして、現時点における規模的予定を含めてお聞かせください。

**○(産業港湾) 観光振興室松本主幹**

初めに、小樽市観光税導入に係る有識者会議の中では宿泊税を活用する観光振興策といたしまして、一つ目に歴史遺産や個性ある景観の保全、二つ目に観光インフラの整備、三つ目に受入れ環境の整備、四つ目にマーケティング等に基づく観光戦略づくり、五つ目に観光政策推進体制などの強化、こういったものが挙げられるということで御提言をいただいております、しっかりとこういった御意見を踏まえて検討したいと思います。

宿泊税につきましては、納税者となる宿泊者、あとは特別徴収義務者となる宿泊事業者などの十分な理解を得ると、こういったことが必要でございまして、使途、いわゆる活用方法につきましては、協議会の設置などにより関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築する考えでございまして、そういったところで実効性のある施策について議論を進めたいと考えております。

**○白濱委員**

**◎小樽市の第三セクターに対する財政支援について**

それでは、最後の質問となりますけれども、小樽市の第三セクターに対する財政支援につきましては、社会通念的定義として第三セクターが公共目的のための市民レベル、すなわち、民が担う部分とされております。

現在、本市においては六つの第三セクターが存在しております。お名前については時間がありませんので申し上げますけれども、株式会社小樽観光振興公社については、第3号ふ頭に、おたるマリン広場において観光商業施設として国際インフォメーションセンターの来年春の着工を予定しております。

また、小樽商工会議所内のオタモイ開発特別委員会が中心に検討を進めております旧オタモイ遊園地の再開発においては、国からの補助金の関係や企業からの寄附などの受入れ窓口という役割も含め、整備をする主体としては小樽市がよいのではないかと同時に、第三セクターの株式会社小樽観光振興公社はどうだろうとの意見交換がされているそうです。

今後、法定外目的税である宿泊税の税収の一部を観光事業に携わっている第三セクターにおける小樽市の一翼を担う観光事業に対して補助金として予算化していく必要性、方向性について、もちろんこれから議論していただかなければならないわけではありますが、一般会計予算に組み入れることが可能かどうか、お聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

委員のおっしゃられますとおり、宿泊税を充当する予算や事業につきましては、これからの議論になると思いますけれども、宿泊税の税収をその目的に合った形で補助金等に充当するように予算化していくということは可能であるというふうに考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

○松井委員

◎加齢性難聴について

小樽市民として高齢期を迎える皆さんの暮らしの質の向上を願い質問をいたします。

加齢性難聴について伺います。

初めに、加齢性難聴とはどのようなものでしょうか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

加齢性難聴ですけれども、加齢性難聴は音を感じる部位が障害される感音難聴です。主な原因としましては、加齢によって蝸牛の中にある有毛細胞がダメージを受け、その数が減少したり、聴毛が抜け落ちたりすることです。有毛細胞は音を感知したり増幅したりする役割がありますので、障害を受けると音の情報をうまく脳に送ることができなくなるというものです。

○松井委員

では、加齢性難聴によりまして、日常生活にどのような影響がありますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

日常生活への影響なのですけれども、音が聞こえにくくなることによって、例えば会話への参加に影響が出ることが考えられます。そのほかにも必要な音が聞こえないことで日常生活を送る上で不便が生じることや、周りの音が聞こえないことで外出先で事故に遭うリスクなどが考えられます。

○松井委員

外出先で事故に遭ったりとか、大変な状況があることが分かります。それを放っておくと、どのようなことになるでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

放っておいた場合のリスクとして考えられることとしましては、会話に参加することが困難になると人とのつながりが低下しますので、虚弱な状態ですとか、認知症のリスクになる可能性が考えられます。

○松井委員

認知症のリスクがあるということが分かりました。

それでは、小樽市で認知症の方に対して、何かサポートする制度ですとか予防する計画というようなものはある

のでしょうか。あればお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

認知症の方に対してサポートする制度等なのですけれども、まずサポートする制度や取組としまして、小樽市の認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、認知症予防教室などを実施しております。

これらの取組につきましては、国が策定しました新オレンジプランですとか、小樽市の高齢者保健福祉計画に沿って実施しているものであります。

○松井委員

本市としていろいろ取組が行われていることが分かりました。すばらしいと思います。

でも、できれば、その認知症の危険因子を取り除くということも大事になるかというふうに思います。音や声とかが聞きづらくなるということは、やはり日常生活を送る上で本当に不便だったり、不安な思いをお持ちになると思います。

それでは、小樽市では、加齢性難聴の方がどのくらいいるということで把握はされていますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

小樽市の加齢性難聴者の部分なのですけれども、こちらにつきましては把握しておりません。

○松井委員

把握されていないということですが、介護保険認定を受けるときに、その項目の中に聴力に関するものがありますけれども、項目で分かる聞こえづらさを感じている人の数、割合、そういうものが分かればお示しください。

○(福祉保険)介護保険課長

令和3年10月から令和4年9月までの1年間の数字になりますけれども、要介護認定を実施した人数が9,422人おります。そのうち聴力の項目に関して、大声が聞こえると答えられた方が1,470人、割合は15.6%になります。

一方、ほとんど聞こえないと答えられた方が88人おられまして、割合としては0.9%となっております。

○松井委員

今の介護認定の調査で、大声が聞こえる方が1,470人、ほとんど聞こえない方が88人ということで、1,500人を超える方が聴力に不安があるという状況です。

それでは、聞こえづらさを補う対策としては、どういったものが有効とお考えでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

対策としまして考えられるものなのですけれども、まず、補聴器ですとか集音器の活用が有効と考えます。またそのほか難聴者用の便利グッズ、例えば振動で知らせるようなグッズ、目覚まし時計ですとか、体温計ですとかいろいろアイテムというものが販売などされているかと思います。そういったものを使うことで、日常生活の部分で難聴の方が自らできることをすることで、自信にもつながるかと思います。

また、様々な情報から会話を推測して、こういう方々は理解する部分もありますので、話すときについて、相手方、話しかける方は、話し始めの合図ですとか、目を見て表情や口が見えるようにするとか、そういった工夫ですね。あと、やや大きめの低い声でゆっくり区切って話すことがソフト的な部分でいけば有効だというふうに言われております。

○松井委員

話すときに目を見てとかゆっくりとか、大事なことだと思います。

それで、一般的に補聴器というお話も出ましたけれども、補聴器の価格というのは大体、幾らなのでしょう。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

補聴器の価格についてお尋ねですけれども、その機能や性能により様々ではございますけれども、安いものです

と片耳で数万円程度のものがございまして、高いものと50万円を超えるような機種もあると聞いております。

○松井委員

数万円から50万円を超えるという様々な金額がありますけれども、かなり高額だなというふうに感じました。

一般的に補聴器を購入するとした場合に、高いものですので、公的な財政的な支援、援助というのはあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

補聴器購入の財政的な援助でございますけれども、聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、障害者総合支援法に基づきます補装具制度により、補聴器の支給が対象となっております。

○松井委員

手帳をお持ちの方は、補装具支給制度があるということでした。

それでは、加齢性難聴の方が受けられる財政的な援助というのはあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

加齢性難聴で身体障害者手帳をお持ちでない方には、援助の制度はございません。

○松井委員

援助の制度はないということです。

市長は、昨年第2回定例会で、我が党の小貫議員の質問に対して、全国市長会を通じ、引き続き補聴器制度の創設を国に要請していくと答弁されています。その後、要請はされていますでしょうか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

今年度につきましても、引き続き全国市長会を通じて要請しておりますほか、北海道市長会を通じても同様な要請活動を行っております。

○松井委員

要請はしているということですが、なかなか国の制度として今はありません。本来であれば、国の制度として必要だと思っておりますけれども、それが無い状況で、自治体独自に補聴器助成しているところが、今、増えています。

令和4年第4回定例会の中で、我が党の丸山晴美議員が補聴器について質問しています。その中で、補聴器購入を助成する自治体は、昨年8月現在で全国114市町村に広がっており、1年余りで約3倍という急速な広がりになっていると。中でも、新潟県では日本耳鼻咽喉科学会新潟県地方部会が認知症の予防のために補聴器購入助成を要請してきたということもあって、県内では9割近い市町村で実施されているとして、小樽市としても、補助を検討すべきではないかと質問していますけれども、その質問に市長がどのように答弁されていますでしょうか、お答えください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

令和4年第4回定例会におきましての市長の答弁でございますけれども、令和4年第2回定例会において補聴器購入補助に関連した意見書が全会一致で可決された趣旨も踏まえまして、制度設計や財源の問題を含め、検討を進めてまいりたいと考えておりますと答弁されております。

○松井委員

意見書が全会一致で可決されているということで、財源の問題を含め検討を進めていきたいと答弁されているということで、その検討というのはどういうふうに進んでいるのか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

検討状況でございますけれども、市役所内部の政策検討会議でも検討しているところでございまして、今後も国などへ補助制度の創設を求める要望活動を継続し、調査検討を進めることとしていただいております。

○松井委員

会議等で検討されているということですが、具体的な予算の検討ですとか試算とか、そういったものの検討はされているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

予算の試算でございますけれども、この制度の対象年齢を何歳にするかですとか、所得制限を設けるか等の条件により変わってくるものでございますけれども、仮に、65歳以上の方を対象に、所得制限を設けず、支給限度額を3万円とした場合、初年度には140件の申請があると仮定いたしまして、420万円の予算が必要と考えてございます。

○松井委員

140件で65歳以上、3万円とすると420万円という試算がされていると伺いました。

やはり補聴器が必要だけれども、高くて手が出せないという高齢者の方たちの手が出しやすいように支援をすることによって、小樽市は高齢者を大事にするまちだというイメージにもつながると思うのですが、どう考えますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

高齢者の方に対する支援をもし市ができれば、それは委員のおっしゃるとおり高齢者を大事にするまちだというイメージに確かにつながると思います。

○松井委員

先ほど420万円という試算が出されていますけれども、それは財政的にどうだということで認識されているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

先ほど140件の仮定として420万円とお答えいたしましたけれども、こちらは全額、市の単独費ということで国や道からの補助はございませんので、財政的には厳しいものがあると考えてございます。

○松井委員

それでは、小樽市の高齢者の人口動態についてお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

小樽市の高齢者の方の人口動態の部分ですけれども、転出とか転入といった社会の増減の部分でいくと、令和4年1月から12月までの期間で、65歳以上の転入者は216人、転出者につきましては380人となっております、164人の転出超過となっております。

○松井委員

高齢者164人の転出超過ということで、人口の社会減は若い世代だけではないのだというふうに思います。

高齢者の転出要因としては、冬の除雪の問題などもあるかとは思いますが、やはり長年暮らした小樽市で地域のつながりがあれば、ここに住みたいというふうに思うのではないかと思います。

選ばれるまちづくりの一つの要因として、ずっと小樽市で暮らしたいと、そう願う高齢者のために、ぜひ社会参加してつながりを保てるように、小樽市として助成の検討を進めていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

検討につきましては、他市町村の情報の収集などしながら、現在も検討を進めているところであります。

○松井委員

他都市の状況も見てということでした。

それでは、他都市で助成を行っているという自治体はどのくらいありますか。北海道でいうとどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

昨年8月時点での数字でございますけれども、道内で12の自治体で助成制度を行っております。

○松井委員

12の自治体で行われているということで、その自治体によっていろいろ違いはあると思うのですが、助成の条件ですとか助成額は、例えばどのようなものでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

後志総合振興局管内の自治体を例に申し上げますと、蘭越町では、70歳以上で聴力レベルが50デシベル以上の方、かつ住民税の所得割が非課税の方に最大3万円。赤井川村では、65歳以上で身体障害者手帳非該当の方に、所得制限なしに3万円を上限に助成を行っているというふうに伺っております。

○松井委員

蘭越町や赤井川村では、条件がありますけれども3万円ぐらいの助成がされているということでした。

先ほど、例えば140件であれば420万円という試算をされています。そこから、もう少し検討を進めていただいて、財政が厳しいということであれば段階的に予算を設けていくというのも一つの方法かと思えます。

先ほど3万円であればという試算をされましたけれども、非課税世帯であればどうか、一般的には41デシベル以上で補聴器のサポートが必要なレベルというふうに言われていますけれども、聴力レベル50デシベル以上の人を対象にするとか、そういった形でももう少し具体的な検討を進めていただければと思うのですが、再度どうでしょうか。

○福祉保険部長

今、いろいろな御提言をいただきまして、事業の実施内容ですとか制度設計の方法は様々あると思っております。

あと、市では現状、対象者の把握はできてはおりません。先ほども加齢性難聴者で身体障害者手帳をお持ちでない方、この方については助成制度がないということもありまして、財源については、北海道市長会などを通じて補助制度の創設を要請しているところでございますけれども、これ以外にもほかのいろいろな補助金とかがありますので、その中でうまく活用できるのがあるのかどうなのか。また、もしあったとしても、それがこの事業としてうまく合うのかどうなのか、いろいろ調べていきたいと思えます。

いずれにしても、対象者の範囲ですとか、所得制限等も含めて、実施するならば効果的な事業であるべきだというふうに思いますので、他市の取組ですとか、導入に対していろいろな課題もあったと思いますので、そういうことも情報収集しながら、また関係団体等からの声も聞きながら、引き続き検討していきたいというふうに思っております。

○松井委員

車などの危険を察知することが遅れたりとか、社会参加もできなくなると本人も大変ですし、支えるといってもやはり大変になります。

健康寿命を延ばして、年を重ねても小樽で元気に生活できるためにも、前向きな検討、引き続き国に要請も上げていただきながら、効果的な助成というか検討、他の市町村とも研究していただければというふうに思います。

◎旧祝津小学校の跡利用について

次に、先日、私が一般質問しました旧祝津小学校跡利用について、改めて伺いたいと思えます。

避難所についてです。

旧祝津小学校の避難所が指定解除されて、祝津の方は高島小学校が指定避難所になるということでした。

祝津の一番遠い方が高島小学校に行くとなった場合に、距離はどのぐらいあるのでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

旧祝津小学校のグラウンドから高島小学校までの距離につきましては、一度、道道小樽海岸公園線に出て、祝津郵便局から龍泉寺前経由の経路として、約2.4キロメートルというふうになります。

○松井委員

約2.4キロメートルということですが、その距離というのは、歩いて時間的にどのぐらいかかりますか。特に子供の足ですとか、高齢者の足ではどうでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

小さな子供であるとかお年寄りの方が移動する場合の時間につきましては、約2.4キロメートルを徒歩で移動するという場合、歩行速度を勘案いたしますと1時間程度はかかるものと考えております。

○松井委員

子供、高齢者で徒歩1時間程度かかるということですね。結構、時間がかかるというふうに思いました。

一般質問の中で、旧祝津小学校がいつ、なぜ、指定避難所から外されたのかという質問についてですが、校舎の一部が令和4年2月に土砂災害警戒区域の指定となり、開設避難所として適切でないと判断して、10月に指定解除したという答弁がありました。

この土砂災害警戒区域とはどういうものなのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

土砂災害区域とはどういうものですかという御質問ですが、土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、北海道が急傾斜地の崩壊などのおそれがある土地に関して、地形や地質などを調査した後、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域として指定をした箇所であります。

○松井委員

校舎の一部がと言われました。校舎の一部というのはどの程度のものなのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

校舎の一部なのですが、指定がかかる範囲としましては、北海道土砂災害警戒情報システムで確認いたしますと、旧祝津小学校の体育館と旧小学校の登り口の道路の3分の1程度がその範囲にかかっているという状況になります。

○松井委員

体育館と登り口の3分の1程度ということですね。

それで校舎は指定解除されたということですが、グラウンドはそのまま指定避難場所になっているということですね。

○(総務)災害対策室北出主幹

グラウンドは指定避難場所になっていることで間違いないかという御質問ですが、旧祝津小学校のグラウンドにつきましては、ほぼ土砂災害警戒区域となっていないため、その一部を土砂災害や地震、津波災害時の指定避難場所として、引き続き指定しております。

○松井委員

グラウンドはそのまま指定避難場所になっているということで、それでは、もしも地震や津波が発生したとなった場合に、地域の皆さんは、まずは近い祝津小学校のグラウンドに避難すると思うのです。

そこで、寝る場所が必要だということになった場合には、そこから高島小学校まで、先ほど1時間とおっしゃいましたけれども、歩いていくということになると思うのですけれども、緊急時、特に冬はとても困難なのではないかと思うのですけれども、どうお考えになりますでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

旧祝津小学校グラウンドから高島小学校の移動につきましては、先ほどもお答えしましたとおり2.4キロメートルの道のりとなるため、小さな子供やお年寄りでは、徒歩だと1時間程度かかるというふうに想定しております。



このため、被害の状況に応じては、小樽市や関係機関等による車両等による移送が必要であるものというふうにご考えております。

○松井委員

車両の用意が必要だということですが、その辺を住民の方は、そういう状況であるということは理解されているのでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

令和4年1月に町内会長や役員の方々に指定避難所解除等について御説明を申し上げていますので、御理解いただけているというふうに認識しております。

○松井委員

理解いただけていると思うということです。

旧祝津小学校を指定避難所から解除するに当たり、答弁では令和4年1月に、今言っていたように町内会長、役員の方に説明して理解いただいているということです。

土砂災害警戒区域の指定となったのが令和4年2月、それで避難所として適切でないと判断して10月に指定解除したということですが、地域への説明の後に避難所指定が解除されるというのは、私は順番が逆のような気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。

○(総務)災害対策室安藤主幹

指定避難所解除等の住民説明会と土砂災害警戒区域への指定の順序につきましては、先ほど申し上げた令和4年1月に町内会長や役員の方に、跡利用の方針、旧校舎の指定避難所解除と旧グラウンドの一部の緊急避難場所としての指定継続などの説明をして、住民の皆さんに一定の御理解をいただいたことを確認した上で、北海道知事が土砂災害警戒区域に指定をしたところであります。

その後、旧祝津小学校に保管していた備蓄品等を旧豊倉小学校に移動するなど必要な処置や手続を行った後、同年10月に小樽市から北海道知事に対して、旧祝津小学校の避難所の指定解除を通知したものであります。

○松井委員

では、そういう順番でいいということなのですね。

それでは、売却方針が決まっているということですが、この土砂災害警戒区域となっているところというのは売れるものなのでしょうか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

旧祝津小学校の売却についてですが、まず土砂災害警戒区域は建築物の構造規制がかかるものではなく、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体の危険が生ずるおそれがあると認められる地域を皆さんに周知を行うものであります。その指定は北海道知事が行い、既にホームページ上で公開している状況でもあります。

したがって、同地域が土砂災害警戒区域に指定されていることを売却先にお知らせをした上で手続を進めてまいりますので、売却については特に問題はないものと認識しております。

○松井委員

公開しているので、売却するにしても承知の上ということだと思います。

せっかく建物が新耐震基準になっているので、何か対策をして公の施設として使えるようにしたほうが避難所としても使えるのでいいのではないかと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

旧祝津小学校につきましては、これまで公共施設としての活用について検討を重ねたものの、活用策の決定に至らなかったため、活用案がないまま年月が経過し、施設の老朽化も進んでいくことから、民間事業者のアイデアと資金により、地域の中で施設を有効に活用していただくことを期待し、売却方針を決定したものでありますので、

公共施設として活用することについては考えておりません。

○松井委員

では、公共施設として使うことは考えていないということで、売却方針だということで、では、その売却方針について伺います。

売却方針について、地域住民には売却への理解をもらっているということでしたけれども、その説明は、いつ、どういう形で、誰にされているのでしょうか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

旧祝津小学校の売却方針につきましては、令和4年1月12日に祝津町会の役員の方へ御説明し、売却とすることに御了解いただき、2月には町内会の皆さんへ周知文書を回覧していただき、御意見等がなかったため、御理解いただいたものと考えております。

○松井委員

令和4年1月12日に町内会の方に説明して了解いただいたと、文書の回覧もしているということです。

それで、売却に向けて動いているのだと思うのですけれども、それでは今の進捗状況、手続の関係、どこまで進んでいるのでしょうか。

○(財政)契約管財課長

本件につきましては、売却方針の決定後、昨年度に測量調査を実施いたしました。その中で地番図に地番の表示がない土地や、同じ土地に市と国の所有が重複している土地などについて調整、整理を行い、その後、地目変更、高島郡祝津村から小樽市への所有権移転などを実施してきたところでございます。

また、建築基準法上の接道要件を満たす必要があることから、現在、庁内の関係部署と引き続き協議中であり、調整がつき次第、売却に向けた具体的な手続に入っていくことになるものと考えてございます。

○松井委員

活用案がないまま施設の老朽化が進むので売却の方針決定をしたという過程がありましたので、すてきな施設でするので、それを生かした形で子供の施設として使えないかと、目の前で、ただ老朽化が進むことがもったいないと、地域の方が心を痛めて要望を寄せられましたので質問させていただいたわけですが、仮に売却ということで、進んでいますので後戻りができないというのであれば、それはそれで、今どこまで進んでいて、どういう状況だということを、できれば入札の前に地域の方に説明する場を設けることが必要ではないかと思うのです。

避難所の件にしてもですけれども、実際に売却の件にしても知らなかったという声を私は聞いているものですから、この議会での結果を意見を寄せてくださった方にこれからお伝えしていきますけれども、将来、売却されて新しい施設が造られるということになっても、地域の方が気持ちよく受け入れる環境をつくる上でも、仮に、地域からの説明の開催を求められた場合には、やはり地域の声、意見を聞く機会を設けていただきたいと思うのですけれども、もし仮に地域の方が場を開いてくださいといった場合には、どうでしょうか。最後をお願いします。

○(総務)企画政策室島谷主幹

旧祝津小学校につきましては、これまで公共施設としての活用について検討を重ねてきましたものの、活用策の決定に至らなかったということで、活用策がないまま年月が経過して、施設の老朽化も進んでいるということで、民間の方のアイデアと資金で地域の中に施設を有効に活用していただくことを期待して売却方針を決定したところであります。

ただ、既に売却方針につきましては、一度、周知を図らせていただいておりますので、現段階で改めて説明を行うということは考えておりませんので、御理解のほどをお願いいたします。

○松井委員

その旨、地域の方にはお伝えしたいというふうには思っていますけれども、以上で私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中村(吉宏)委員

◎人口減対策について

代表質問に関連してなのですが、人口減対策について、子育て関連ですが、他市と差別化が図られるような子育て支援策の施策展開について、隣接の札幌市等の施策等を意識しつつ、子育て世代のニーズをしっかりと把握していきますという御答弁をこの項でいただいたのですが、子育て世代のニーズをしっかりと把握というのをどのような手法で行うかというのをお聞かせください。

○(こども未来)主幹

今年度、第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画を策定するためのニーズ調査を実施することとしておりまして、それらを利用しながらニーズを把握してまいりたいというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

それはアンケートか何かを取っていくというような形なのですか。

○(こども未来)主幹

はい、そのとおりでございます。

○中村(吉宏)委員

その対象は何歳ぐらいからとか、何年生までとか、そういった基準はありますか。

○(こども未来)主幹

現在準備中ではございますけれども、未就学児童の保護者2,000件程度、それから、放課後児童クラブを利用されている方の保護者500件から600件程度を想定しております。

○中村(吉宏)委員

そこで得られたアンケート結果についてどのような形で調査を行って、それについての施策ですとか、どういう形で企画をされるのかというのをお聞かせいただけますか。

○(こども未来)主幹

少しお時間をいただく形にはなるのですが、プロポーザルで業者を選定しまして、ニーズの調査していただいた結果を報告書というような形で報告いただきまして、それを基に施策の展開をしてみたいというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

子育てに関連していろいろな施策を、今、人口戦略推進本部で協議して施策を展開と、恐らくこういったニーズ調査をされた後に、そういった会議でいろいろ施策の構築をされると思うのですが、総合戦略などもいろいろ見ながら考えているのですが、関連施策が総合戦略にも記載されているのですが、子育て世代が積極的に本市を選ぶ内容なのかというと、抽象的というのがあるのかもしれないのですが、少しどうだろうと思うところがあります。

今回、答弁に出てきています、選ばれるまちとして何が必要なのか、世代に訴求する内容たり得るのか、この総合戦略を受けながら、今、アンケート調査もされるのですが、この点をどのように考えていくのか、お示し

ください。

○(こども未来)主幹

少子化を抑制するために、選ばれるまちを目指すことは非常に重要なことというふうに認識しております。第2期小樽市総合戦略におきましては、妊娠、出産、子育ての様々なニーズに対応する切れ目のない総合的な支援を行うということとしておりまして、それで主な施策を記載しているところでございます。基本的な方向性は同じであるというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

戦略という言葉が入っているのですけれども、他市との、いわゆる勝負に勝たなくてはならないといいますが、他都市と比べて小樽市を選ぶというようなことにつながっていかなくてはならないのだろうと。そうしますとやはり、インパクトのある戦略の下に、他市にはない要素というのを明確に訴えて、際立たせて施策展開する必要があると思うのです。

今回のアンケートも踏まえてということになるのですけれども、そういったことも踏まえながら進めていただきたいと思いますが、お考えはいかがですか。

○(こども未来)主幹

委員おっしゃいますとおり、他都市との差別化を図り、際立つ取組は本当に重要なことだというふうに認識しております。まずは市民のニーズを把握し、そのニーズにしっかり応えていくということに重きを置いて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

今度、子育てから離れて、市政の進め方といいますか、施策展開していく上での答弁の中にあることで少し気になりましたフレーズがありまして。よく他都市の事例を研究あるいは参考にしながらというフレーズがありまして、今回、私の質問でもお買物バスの提言でもこのフレーズが出てまいりました。物によっては慎重に進めなくてはならないもの、これは本当に他都市の進め方等も勘案しなくてはならないと思うのですけれども、本市が市民のために何か新しい施策展開を実施しようとするときに、他都市の後追いをしなければ行えないのではないかというイメージも得たりということは何となく想像しながらこのフレーズをいつも聞いているのです。

ですので、場合によっては他都市に先駆けてということがあれば、真っさらな制度設計をしなくてはならないこともあると思うのですけれども、そういうことを今後やっていくことはできないのかという思いがあるのですが、この点いかがですか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

他都市の事例に本市の強みや特性を加え、他都市と差別化を図る取組の検討をまず進めてまいりたいと考えております。

具体例といたしましては、人口戦略の分野になりますが、本年度実施しております親子ワーケーション事業につきましては、厚沢部町が全国初の取組として実施しているところです。本市ではこの取組を参考に、厚沢部町で行っている保育所での受入れではなく、発達障害のある子供をターゲットに市内で特色ある支援を行っている発達支援事業所での受入れを行うこととするなど、本市の強みを生かし、全国初の取組として他都市と差別化を図り、事業を実施しているところであります。

○中村(吉宏)委員

発達障害の方の受入れは、前回定例会でも市長がいわゆる定住者の増に向けた取組の中で示されている。こうしたこともしっかり進めていただきたい。他都市の事例を見ながらもっとという話でしたので、今後の推移を見守っていきたいと思いますけれども。

あと、こういった新しい取組をいろいろ行うにせよ、やはり今日も議会の中でいろいろな要望、提言が上がって

きております。今後の議会でも出てくると思うのですけれども、やはり気になるのが財源をどう獲得するかということ。

小樽市でも収支改善プラン等を行いながら、様々な事業が実施できるような財源の獲得を将来に向けて取り組んでいますけれども、国や北海道なども様々な補助メニューを出してくれていると思うのですけれども、こういう情報の獲得についての本市の取組の状況というのを聞かせていただけますか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

国のデジタル田園都市国家構想交付金や道の地域づくり総合交付金など対象事業が全庁に及ぶものにつきましては、企画政策室から制度概要などの情報を提供し、補助金の活用を図っているところであります。

○中村(吉宏)委員

今、全庁的なお話がありましたけれども、場合によっては各部署で事業実施に使えるもの、国が細かなと言ったら語弊があるかもしれませんが、様々な具体の施策に使える補助メニューがあるよねと、そういったものを集約的に常に情報を集めて管理している、あるいは全庁的にこういうのがあるよというような情報伝達をするような取組というのは行われているのかということなのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

まず各部の所管事務と申しますか、それに基づく国の省庁別ですとか、北海道の補助事業というのは、直接その担当部局に情報が下りてまいります。まず一義的には、事業担当課がどういった補助金を活用できるか、自分の所管の中で補助金を活用できるか検討していただくこととしております。

その上で、所管の縦のラインと申しますか、道ですとか、国ですとか、活用できない場合については、全庁的に及ぶもの、デジタル田園都市国家構想交付金ですとか、道の地域づくり交付金ですとか、そういったものを活用するという段取りになりますので、企画政策室に相談をいただいて対応するという形を取っております。

○中村(吉宏)委員

行政が扱うものは企画政策室が情報を扱っていらっしゃる。

一方、民間と連携しながら国や道の補助メニューを使って行政課題の解決を図るというようなことも可能なのかと。そういった民間と行政と一緒に協働で行うような補助メニューというのがあると思うのですけれども、こういうものも官民連携して課題解決に向けたものの情報収集というのはどのように行っているのか、お示しください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

本市の持つノウハウだけでは、多様化する行政課題を解決することが難しくなっております。官民連携により事業や企画の実施に取り組むことは、事業の選定などの課題はあるものの、課題解決に有効な仕組みであると認識しておりますので、市で情報収集した場合については、民間と情報共有などを図っている状況にあります。

○中村(吉宏)委員

引き続きその取組をしていただきたいと。何かにつけて常に財源は私もいろいろな提言する上では気にしながら進めているところがありますので、今いろいろと確認させていただきました。

◎地域魅力発信事業費について

次に、今回、予算案でも挙がっております地域魅力発信事業費についてお伺いしたいと思います、この事業の内容について御説明いただけますか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

この事業の目的につきましては、札幌圏をターゲットに本市の魅力幅広く発信し、交流人口の拡大や関係人口の創出を図り、移住・定住につなげることを主な目的として、事業を実施するものでございます。

細かな内容といたしましては、ラジオの中で5分間の小樽市の番組を作る、小樽市から1回公開放送を行うことに加えてイベントがあった際に現地から中継を行うことなどを予定しております。

○中村(吉宏)委員

以前、私も議会の中で、岩見沢市がFM AIR-G'と提携して、まちの取組や施策などをラジオドラマ仕立て、道民の方に発信しているものを聞いて、ぜひ小樽市でもやってほしいと提言させていただいたのが響いたのかどうか分かりませんが、こうした事業は非常に有効でいいなと思っておりました。

このラジオ番組は5分間というお話でしたけれども、今回FMノースウェーブとの包括連携ということですが、この局を選ぶに当たって、いろいろとラジオ局もあると思うのですが、聴取率とかシェア率というのがあると思うのですが、この辺は調査されて分析をされていると思うのですが、実際はどのように行われたのか、お示してください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

今回の事業につきましては、特に若者世代や子育て世代をターゲットにしたいと考えております。その上で情報発信番組の選定に当たっては、2021年のラジオ聴取率調査において、平日午前6時から9時までの平均で20歳から34歳の男女シェア49%で1位、聴取率においても同時間帯で1位の朝の情報番組に小樽市のオリジナルコーナーを設け、魅力を発信するものであります。

○中村(吉宏)委員

さらには、FMノースウェーブのパーソナリティーは小樽市の大ファンだというようなことを伺っておりまして、よりいろいろな魅力を発信してくれるのかと思います。

こうした調査をいろいろとやっていただきながら、引き続き、ここに限らずやはりメディアの発信力というのは強いと思うので、もっと予算もかかる話かもしれませんが、いろいろな事業展開をしていただきたいという思いがあります。

例えばFMおたるのパーソナリティーは、今、STVラジオでも番組を持たれたりということがあるので、さらに小樽の交流人口増加に向けた、また違った世代を獲得していくようなことも可能かと思うのですが、こういった取組の広がりということについて、何かを進めていただけるようなお考えがあればお示してください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

まずは、今年度実施いたしますFMノースウェーブでの事業実施効果を検証いたしまして、今後の事業については検討してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

また今後、いろいろ私も経過について注目をさせていただきたいと思います。

◎旭展望台周辺整備について

次の質問をさせていただきます。

旭展望台の水道設備について伺いたいと思います。

旭展望台にある給水施設については、市に寄贈があったということではありますが、いつ、誰からの寄贈なのか、お示してください。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

旭展望台給水施設壁泉湧水台、駐車場の脇にあるライオンの口から水が出るものですが、昭和57年に小樽グリーンライオンズクラブから寄贈を受けたものであります。

○中村(吉宏)委員

民間の団体から寄贈を受けたということではありますが、この地区は市街化調整区域でありまして、水を上げるために特殊な構造となっていると伺っております。どういう構造になっているのか、お示してください。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

この場所は市街化調整区域であり、水道の給水区域外であるため、給水区域内に設置する受水槽からポンプを使

って水をくみ上げる構造となっております。この受水槽のあるポンプ室は、富岡2丁目92番地、富岡ニュータウンの上のほうにありまして、旭展望台の給水施設壁泉湧水台につながる構造となっております。給水管の全長は約400メートル、高低差は約60メートルの給水管となっております。

○中村(吉宏)委員

大がかりな施設なのですけれども、この受水槽とポンプ室の整備は誰が行ったのか、お示してください。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

この受水槽と揚水ポンプの設置ですけれども、昭和57年度に旭展望台水道栓新設設備費として、市が整備したものでございます。

受水槽と揚水ポンプ室の設置、給水施設壁泉までに至る給水管の設置でありまして、昭和57年度の決算説明書によりますと、この事業費は359万7,372円、そのうち特定財源として寄附金200万円を充てております。この200万円の寄附も小樽グリーンライオンズクラブからの寄附によるものであります。

○中村(吉宏)委員

大きな寄附の下に造られたということですが、このポンプなのですが時間がたっていると思うのですが、この取替えなどは行っているのか、お示してください。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

ポンプの交換ですけれども、昭和57年の設置以降、平成10年度に70万円相当を、平成24年に100万円相当で、ポンプの交換を実施しております。こちらも小樽グリーンライオンズクラブの寄贈となっております。

○中村(吉宏)委員

あと、ポンプの稼働状況なのですけれども、どのようになっていますか。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

例年5月から10月までポンプを稼働しております。水を出すのはタイマー方式になっておりまして、朝9時から17時まで水が出るというような状況になっております。

○中村(吉宏)委員

ポンプの電気代というのを誰が負担しているのか。

そして、また、年間の金額などがあればお示してください。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

ポンプの電気代は、旭展望台の電灯の電気代とともに、観光費、観光振興室によって予算計上執行しております。令和4年度の決算額は12万2,132円となります。

○中村(吉宏)委員

10万円を超える金額と。

寄附をいただいた団体、小樽グリーンライオンズクラブがなくなったと伺ってまして、ポンプの維持補修は今後において誰が行うべきなのかということをお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

給水施設等、壁泉及び給水ポンプ、受水槽につきましては、過去の経過を見ますと、小さな修繕については市の予算で行ってきております。ポンプ交換など大きな修繕は小樽グリーンライオンズクラブの寄附によって行ってきたという実績がありまして、小樽グリーンライオンズクラブの協力の下に維持されていたと言えると思っております。

ただし、昭和57年度に、先ほど申し上げましたとおり旭展望台水道栓新設整備事業を市が実施主体となり行っておりますことから、維持管理は基本的には市が行っていくべきものと考えております。

○中村(吉宏)委員

一方、その周辺のトイレの話ですけれども、令和5年度にトイレの工事を予定しているそうですが、事業内容であるとか実施時期を示してください。

○(産業港湾)宮田主幹

トイレ改修の内容と実施時期についてでございます。現在のくみ取りトイレ方式から、排せつ物を微生物の働きによって分解するバイオトイレ方式に改修するものであります。

内容につきましては、現在のトイレの一部分を活用して再設置するものです。仕様の概要は大便秘器1か所、小便器1か所を予定しております。

実施時期、工期については、7月から10月の予定、10月末ぐらいまでに設置を進めてまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

バイオトイレという微生物を使ってという話になりますけれども、冬の期間、その微生物などは大丈夫なのでしょうか。

○(産業港湾)宮田主幹

微生物において電気設備はついているものですから、冬の間もある程度、保温のために通電しなくてはいけないと聞いております。

○中村(吉宏)委員

トイレも整備されるということで、給水施設、いわゆる手洗いなども必要になってくると思います。

また、旭展望台周辺の市有林というのが広域総合生活環境保全林ということで、保健・レクリエーション機能を目的に、北海道の治山事業によって整備された森林であると。観光客のみならず市民が森林の持つ様々な機能を身近に感じ、体感できる最適な場所であると思うので、適正に維持管理を行ってまいりたいと思いますが、最後に、いかがでしょうか。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

そのように適正に維持管理してまいりたいと考えております。

---

○松岩委員

◎公園について

それでは、先週の積み残しから公園について伺います。

最後に答弁いただいたものからもう一回質問しますけれども、私は繰り返し何度も言っていますが、総合計画に書かれている公園に関する課題の現状と、現在、公園緑地課で取り組まれている長寿命化計画が矛盾している。ですから、議員や市民が幾ら公園の要望をしても、最低限の維持補修しかできず、時計が直らない公園、新しい公園などもってのほかという状況になっているのかと、この辺りがはっきりしないと、幾らいい公園を市民や議員が望んでも全く前に進まないのではないかと考えています。

改めて伺いますけれども、本市の公園に関する施策の方向性が総合計画と長寿命化計画で異なっており、矛盾していると私は考えるのですが、本市の見解をお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

長寿命化計画などの維持更新事業につきましては、アンケート調査などを行いまして、市民ニーズを一定程度把握した上で更新を実施していると市では認識しておりますが、総合計画につきましては計画期間中となっておりますので、矛盾しているかどうかの判断につきましては、まだしてございません。



○松岩委員

その方向性でいきますか。

もう一回答弁していただけますか。その方向でいくのであれば、総合計画の残りの期間で、今の長寿命化計画とは違う方向の話をしなくてはいけなくなりますけれども、そういうことでおっしゃっていますか。

○建設部長

今の総合計画と矛盾があるのではないかと、そういう話ですけれども、総合計画におきましては、あくまでも安心・安全で公園の利用を目指しまして、維持管理を図るというこの1点と、もう一つは、市民の方々のニーズを把握して整備に努める、この二つだったと思います。

維持管理につきましては、長寿命化計画に基づいてアンケートを事前に取りまして、それに基づきまして全て意見を集約というか、その意見をもって全て整備しているわけではないですけれども、一定程度、地域の皆さんのニーズを踏まえた中で優先順位の高いところから整備しているということでございます。

もう一つ、総合計画にある地域のニーズを踏まえた整備に当たりましては、確かにニーズの把握はしているのですけれども、現実的にはそのニーズに対しては十分に応えられていないということで、この部分については若干矛盾があるのかということ認識しております。

○松岩委員

矛盾があるとなかなか行政側からは言えないと思うので、矛盾状態ということかと思うのですが。

新しい公園や既存公園の拡充でなくて、古くなったものに優先順位をつけて最低限に直していくという長寿命化の方向性を市民はどういうふうに考えていると思いますか。

○(建設)公園緑地課長

長寿命化計画に基づく遊具の更新に当たってのアンケート調査につきましては、対象となる公園の周辺の町内会や近隣の小学校に通う児童などを対象にアンケート用紙を配布して調査を行っております。

次に、遊具の更新については、アンケート調査を行っており、主な要望を把握した上で更新を行っていることから、一定程度の対応はできているものと考えております。

○松岩委員

あまりここで議論のスピードを遅くしたくないのですけれども、私が言っているのは、新しい公園や既存公園の拡充を市民は基本的に望んでいます。はっきり言って望んでいます。

ただ、今、小樽市の置かれている状況は、財政的な問題だったり、今の公園設備の状況から、古くなったものを優先順位に応じて最低限直していくことが限界なわけです。そこを幾ら言ってもどうしようもないとは思っているのです。

ただ、それを市民がどう思っているかというのが役所側も共有できていないと、いや、市民もそれで納得しているはずだと、全然、話のスタートが違うのです。そこを踏まえてもう一度答弁いただけますか。

○市長

今の答弁のところを補足させていただきたいと思うのですけれども、十分に市民の皆さんのニーズに応じているかと言われると、今、現場ではアンケート調査をやっているという答弁ではありますけれども、それとは別に、直接、市長への手紙ですとか、あるいは手紙によらずとも、私に直接、申出があるケースもかなりありますけれども、そういった声をお聞きしておりますと、基本的には私としては十分、地域の皆さん、あるいは市民の皆さんの、特に若い子育て世代の皆さん方の要望には十分応え切れていないなというふうには認識しているところでございます。

新しい公園と既存公園の整備という二本柱ということで、今、部長から話がありましたけれども、新しい公園をこの市内の中で造っていくということは、現実的には難しいというふうに思っておりますので、既存公園、基本的

には総合公園ということになっていくと思いますけれども、総合公園の整備に努めながら、市民の皆さんの要望に応えていく、このことをこれからしっかりと庁内でも議論していきたいと思っております。御理解いただければと思います。

**○松岩委員**

今、市長から御答弁ただけて、私の思いも共有できて非常によかったです。

それで話を進めたいのですけれども、リニューアルされた農試公園に課長もしくは次長、もしくは部長は行かれたことはありますか。

**○建設部長**

私自身は直接現地には行っておりませんが、インターネットで検索してどういった遊具が設置されているかですとか、いろいろなスポーツ施設があったりとか、実は私の孫もおりまして、昨日行ってきたということいろいろな話は聞いておりますので、おおむねの施設については把握しているというところでございます。

**○松岩委員**

私はそこから自転車で3分ぐらいのところで生まれ育ってまして、ああいうのが当たり前の環境で育って、大人になって小樽市に来てびっくりしたのですけれども、ぜひ課長も行ってみてください。強要はできないのですけれども、行ってみてください。行けばすぐ子供たちがにぎやかになっていまして、私は行ったのですけれども、小樽市の人が多過ぎて、挨拶ばかりして、全然ゆっくり見られなかったのですけれども、そのぐらい小樽市の人がたくさんいるので、市民が求めている公園像の答えは農試公園にあると思います。これは私の勝手な意見なので答弁は結構です。

それで、何でこのような話をわざわざしているかということ、今、小樽市は、最低限のお金と言ったらあれですけれども、限られた予算の中でできる限りの設備の維持管理をしていくのが精いっぱいになっている中で、では、予算があったときにどういう方向性にしていくのかということになるわけです。

先ほど市長から総合公園の話がありましたけれども、公園緑地課の業務の中に新設とか、改良というのがありますが、そういった方向性はこういったものを考えられていますか。

**○建設部長**

今の総合計画でもいろいろな方から御意見いただいている中では、実際は、例えば水遊びができる施設があるほうがいいですとか、例えばトランポリンですとか、芝滑りがいいですとか、また、雨天でも遊べるような遊具がいいですとか、こういった意見が寄せられているところでございます。

予算的なお話も今後あるかと思いますが、方向性としては、もしやるということになれば、既存の公園の中でそういった施設が望ましいということで、今のところは考えているところでございます。

**○松岩委員**

その辺りがもう少し分かりやすく示せると、市民は少し納得するかと思います。どうなるか分からないで、もう何年も来ている感じがあるので、結局そこで選ばれるまちにならないですよ、そういうまちだと。

既存の公園もなかなか管理が行き届いていないとは言わないけれども、札幌市とか隣の余市町とか後志のほうがすごく立派な公園がたくさんある中で、何で小樽市はないのだろうというところに当然なりますから、その辺りは今言っても仕方がないというのは分かるのですけれども、しっかり考えていただきたいと思います。

それで、先ほど来からそのニーズの把握に努めているけれどもニーズの把握に切れ切れていないという課題があるのです。これは必ずしも公園緑地課だけの課題ではないと思っていて、あらゆる行政がやる行為で市民ニーズを把握し切れなかったり、反映できていないという問題があるのです。

先ほど来からいろいろなアンケート調査を行いという話があるのですが、どうしてその公園緑地課の業務の中でニーズ把握に努めているのにニーズに応えられない部分があるのですか。

○(建設)公園緑地課長

ニーズの把握につきましては、まず第2次小樽市都市計画マスタープランにおいて実施したアンケート調査により主なニーズを把握しており、例を申し上げますと、子供を遊ばせに行きたいと思える公園の充実や公園遊具の充実といったような要望が寄せられているところでございます。

しかしながら、公園の新設などにつきましては着手できていないため、市民の皆さんのニーズに十分応えられていないものと認識しております。

○松岩委員

聞き方を変えますけれども、ニーズの把握自体は十分にできていると思いますか。

○(建設)公園緑地課長

一定程度は把握できているものと認識しております。

○松岩委員

この辺りをやり出したら切りがないのでやめましょう。

先ほど来からのいろいろな意見が来ているという話なのですけれども、公園緑地課に関する市長への手紙はどのぐらい来ていますか。

○(建設)公園緑地課長

公園緑地課に寄せられた市長への手紙の数につきましては、令和2年度では8件、令和3年度では20件、令和4年度では19件となっております。

○松岩委員

これは仮にですけれども、こんなことを私はする気はないですけれども、基本的に市民の声が大きければ動くというのが行政だと私は思っているのもっと子供たち、若者、子育て世代に、市長への手紙をどんどん書いて公園に対して要望を出したらいいのではないかとということを仮に言った場合、何千件と来る可能性もあるわけです。

そうしたら、それを見るだけで業務がいっぱいになると思うのですけれども、その辺りはどういう体制で、市長への手紙の対応を公園緑地課としては考えられていますか。

○(建設)公園緑地課長

仮定のお話についてはお答えしづらい部分もあるのですけれども、来た手紙については、一通り目を通すのが業務だと考えております。

○松岩委員

何でわざわざこんなことを聞いたかということ、市民のニーズが物すごく多くて、私のSNSだけでも毎月何十件も公園の要望が来るのです。というぐらい来るので、対応するのも私1人でも大変なのです。これが公園緑地課にもし行ったとしたら本来業務に支障が出ると思うので、例えば道路通報サービスというのがありますけれども、あのような形でオンラインで情報処理がしやすい形、私はグーグルホームなどでいいのではないかと思っているのですけれども、そういったことで整備をするというのは検討していただけますか。

○(建設)公園緑地課長

まず、グーグルホームなどのツールを導入することにより、アンケートの回答者の負担軽減や集計作業の効率化などのメリットがあると認識しておりますので、今後はアンケート調査などにおきましては、グーグルホームに限らず類似するツールも含めて、活用に向けての検討をしてみたいと考えております。

○松岩委員

そこはまた一緒に研究していけたらと思います。

1点だけ最後に各種公園の届出についてというところで、オンライン化をやるかやらないかという話があります。聞きたいところはデジタル弱者がどうか、利用に不正があったりした場合どうするのかという話があるのですけ

れども、先ほどから出している総合計画では、子供から高齢者まで誰もが快適に安心して利用できるようにということがあるので、オンライン上で予約ができないとか、利用状況が把握できないというのは、今、使えていない人たちに対しての不利益であると思っています。

その点を考えると、オンライン予約だとか、そういったものを進めないというのは行政にとってどうなのだろうと。ただ、それが公園緑地課の管理の考え方とか方向性的に不向きなのだとすることであれば、やる必要はないと思うのです。ただ、私はやったほうがいいと思うのですけれども、何かやらない理由というのがあればお聞かせいただけますか。

それとあと一点が、関連して、市民や企業、団体から、オンライン予約のシステム導入の寄附や役務提供があった場合に、公園緑地課として、どうして受けていくかということを経験して終わります。

#### ○(建設)公園緑地課長

公園緑地課が所管いたします各種届出のオンライン化によっては、利用者の利便性が高まるなどのメリットがあると認識しておりますが、導入に当たってのコストの増加やオンライン予約ができない方の対応も必要となるなどの課題があることから、これらの課題を整理した上で、導入の可能性に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、企業団体などからの寄附の申出があった場合などにつきましては、この場合も同様に、導入に当たっての課題整理が必要と考えております。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

#### ○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

#### ○中村(誠吾)委員

##### ◎新型コロナウイルス感染症について

初めに、新型コロナウイルス感染症についてお聞きします。

今年3月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねられることになりました。そして、マスクを着用していない方々も見られるようになりました。また、ゴールデンウィーク明けの5月8日からは、この感染症法上の位置づけがこれまでの2類から5類へ変更されました。

それでお聞きしたいのですが、国が決めたことと言えばそれまでなのですが、完全に終わるという意味での終息宣言もされていない中で、マスクの着用の自由化、法律上での位置づけ変更が行われたのですけれども、小樽市としてどう思われますか、保健所当局として。

#### ○(保健所)鳥居塚主幹

法律上の位置づけ変更についての御質問でしたが、新型コロナウイルス感染症に感染しても、多くの方が軽症で経過され、入院措置や外出自粛などの行政が強く関与して感染を制御する状態ではなくなったことから、位置づけが変更されたと認識しております。

#### ○中村(誠吾)委員

確認のためにお聞きしたいのですが、この感染症法上は2類から5類へと変更になりましたが、対応がどのように変わるのでしょうか、お聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

2類相当では、入院や就業制限、消毒の措置を行うことができます。一方、5類では、そうした措置はなく、行政が情報提供によって広く発生や拡大の防止を目指すことになります。

○中村(誠吾)委員

具体的に変わったのですね。分かりました。

今、2類、5類の話をしたので、まとめて3問ほどお聞きしますけれども、毎日、感染者数の報告が新聞、テレビで報じられ、その数の多さにびっくりしたり、ほっとした覚えも記憶にまだ新しいです。

今は週に1度、定点医療機関での集約数という報告は、今言ったとおり、これまで毎日発表があったものですから、我が会派の考えですが、感染症に対しての意識が和らいでしまうのではないのかということ、どのようにお感じになっていますか。

そしてもう一つ、今、言った定点医療機関からの報告だけだと、当然にして全数把握にはなりませんよね、もちろん。そうするとこれは、ますます私は危機感がなくなるのではないかと危惧しているのです。私も言ったのですが、何か懸念事項というのは、福祉衛生、公衆衛生当局としてお持ちでしょうか。

そして、3点目なのですが、関連して、この5類移行後1か月が経過しました。それで感染者数の推移はどのようになっていますか、お聞かせいただきたいのです。

なぜなら、今月15日に発表された感染者数が、全道3位というものだったのです。それなりに私は少しびっくりしたのですが、この推移から読み取れる今後の動向というのは、どのように考えられますか。

三つ併せてお聞きしたのですけれども、よろしくお願いします。

○(保健所)鳥居塚主幹

まず、感染者数の把握方法を変更したことについてと、あと懸念事項はという御質問でしたが、このたびの見直しで、全数把握ではなくなりましたが、定点医療機関からの患者数を定期的に把握することで、市内の感染レベルや動向を見ることができていると認識しています。

今後、感染者が増大した場合には、市民の皆さんに関心を持って注意を向けていただけるよう情報提供に努めてまいります。

それと、感染者数の推移につきましては、5月8日からの第19週における定点医療機関からの患者報告数は14人、第20週22人、第21週42人、第22週59人、第23週54人、そして6月12日からの第24週は42人となっております。

今後の動向につきましては、直近では2週間続けて減少しましたが、5類移行直後と比べると増加傾向にありますので、今後の動向に注意していく必要があると考えております。

○中村(誠吾)委員

大変難しい分析の話聞いて申し訳ないのですが、これも全てやはり市民の皆さんが端的に思ったり感じたりしているところでありますので、お聞きいたしました。

小樽市内での感染者数増加については、マスクを着用しなくなったことが要因になるのかどうかは、私は素人ですからもちろん分かりません。ただ、マスクの着用を強制できない今、もうしなくなった今、市民の皆さんへ何か対策、協力を要請することはできないでしょうか。

それともう一つ、感染者数の報告がありました。推移は難しい、増えている。年齢別というか、世代での比較で特徴的な点は見られますか。

○(保健所)鳥居塚主幹

まず感染対策につきましては、5月8日から個人の自主的な対策が基本となりましたが、引き続き、市のホームページ等で場面に応じて感染対策を講じていただけるよう呼びかけてまいります。

次に、世代間の特徴ということでしたが、5月8日以降の定点報告による患者数の傾向を10歳刻みで見ると、10

歳未満が最も多く77人、次いで40歳代48人、3番目に10歳代45人となっています。

年代別で傾向を見ますと、若い方、特に子供に多い状況です。

**○中村（誠吾）委員**

大変な数字を認識しました。そういうことなのだと。

それで、驚異的な感染力で世界中を恐怖に陥れたわけです。この対策にワクチンが開発されて、全人類が一時的にすがるような思いで対策してきたのですけれども、市内においても予防接種が行われています。

それで、年齢によって設定された接種回数に差があるようなのですけれども、接種対象者数、そして接種者数、接種率を改めて聞かせてもらえませんか。

**○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長**

6月18日現在の本市における接種回数別の対象者数、接種者数、接種対象者全体に対する接種率につきましては、1回目の対象者数は、令和3年12月31日現在の全人口11万410人、接種者数は9万1,806人、接種率は83.2%です。

2回目の対象者数は、1回目と同様の全人口で11万410人、接種者数は9万1,533人、接種率は82.9%。

3回目の接種対象者数は、1回目、2回目と同様の全人口で11万410人、接種者数は8万103人、接種率は72.6%です。

4回目の対象者数は、5歳以上の人口で10万8,047人、接種者数は6万1,432人、接種率は56.9%。

5回目の対象者数は、4回目と同様の5歳以上の人口で10万8,047人、接種者数は3万9,974人、接種率は37%です。

6回目の対象者数は、12歳以上の人口で10万3,590人、接種者数は1万1,084人、接種率は10.7%で、1回目から6回目までを合わせますと、これまでに延べ37万5,932回の接種を行っております。

**○中村（誠吾）委員**

私も市立病院で接種を受けてきました。幸いにもと言ったらよくないですが、感染はしていないのですけれども、最近聞いた話なのですけれども、2回目の感染をしたという人の話を結構、聞くのです。それも予防接種を4回受けているという人でした。医学的なことは分かりませんが、そういう人が現実にあります。それなのに感染しているということは、ニュースで見たことがあるのですが、ウイルスの変異があるのだと思うのです。

そうなる、これまでのようなワクチンで有効でなくなる可能性があって、飲み薬も開発されていると聞いているのですけれども、今後の感染予防策も含めてどのような情報を国が集めていらっしゃるのか、お知らせください。

**○（保健所）鳥居塚主幹**

今後の感染対策ですが、ワクチン接種後に感染した場合も重症化予防に効果があります。

また、個人の対策としては、これまでと同様に、混雑する場面でのマスクの着用、手洗いの徹底、換気等を自主的に行っていただくことが大事です。

**○中村（誠吾）委員**

今話されてくれたことに、重症化ということとの後にも関係するのでしょうか、今、結構話題になっている感染後の後遺症というのでしょうか、せき込んだり、微妙な熱が続いたり、これはよく聞きました、味覚障害などが出てくると聞いていますけれども、では、これらの事象に対して、市内の医療機関での対応なのです。十分されているかどうかというのは、いろいろ重みづけがある。少なからず生活に支障が出ているともはっきり聞いています。

それで、医療機関でのこの対応、相談窓口等があるのならお聞かせてくれませんか。

**○（保健所）鳥居塚主幹**

後遺症ということですが、北海道のホームページで、罹患後症状、いわゆる後遺症に対して対応していただける15か所の医療機関を公開しています。

また、後遺症を含めた相談窓口として、新型コロナ相談センターを設置しておりますので、こちらに問い合わせただくこともできます。

○中村（誠吾）委員

少し安心しました。まず窓口があって、駆け込めるのだというだけでもほっとします。

それで、この新型コロナウイルス感染症の質問で最後なのですが、ここに参加している方も確認というか、意思の話なのですが、5月8日以降は、感染症法上、外出の制限もなくなりましたし、個人の意思でどこにでも行くことができるようになりました。しかし、感染症は収束していないのです。

そこで、感染症も増加していることも、今聞いたのですが、今後、マスクの着用など注意しなければならないこととか、私は働いている側の立場から聞くのですが、感染した場合の休養や出勤停止期間など最低限守っていかねばならないルールがあれば説明をお願いしたいです。

○（保健所）鳥居塚主幹

5類移行後の感染対策や感染した場合の留意点などですが、まずマスクの着用は、医療機関受診時や高齢者施設へ訪問をするとき、混雑した場所などを利用する際は着用が推奨されています。

感染した場合は、発症後5日間、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控え、その後も10日間経過するまでは、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控えることが推奨されます。

医療機関を受診する場合は、あらかじめ電話をした上で、受診をお願いします。

○中村（誠吾）委員

この数年、大変な努力をされて対応してくださいました保健所の皆さん、まずその忙しい中でまた聞きましたが、少しでも市民の皆さんにこの質問が伝わって、小樽市がこういうふうに言ってくれているということが趣旨でしたので、大変お忙しいところ質問をさせていただきました。

◎小樽市の鳥獣被害防止計画に関連して

次に熊の質問をします。

なぜかという、中身は小樽市の鳥獣被害防止計画に関連してなのです。というのは、本市に限らず、最近、札幌市ほか各地でヒグマの発生が頻発している状況にあると認識しています。もちろん動物を守ることも大切なのですが、しかし、朱鞠内湖では襲われた人が死亡に至ってしまうという大変悲しい事件があります。

それで何点か質問させていただきたいのですが、まず一つ、この時期の各地でのヒグマ発生はどのようなことに原因があるのでしょうか。分かる範囲でいいです。お願いします。

○（産業港湾）宮田主幹

この時期の各地でのヒグマ発生にどのような原因があるかでございます。

一般的に、ヒグマは5月から7月の繁殖時期に、強い雄熊が行動範囲を広げて、山林を歩くことで弱い子連れ雌熊や親離れた若い雄熊が同じ行動範囲を避けて、人里に近い市街地で行動するため一つ。

二つ目は、高齢化などによる市街地近郊農家の離農などにより耕作放棄地が増えまして、熊の生息域が広がり、市街地周辺で暮らす都市型熊、アーバンベアと呼ばれているらしいですけれども、それが増えたためということですね。

三つ目には、春グマ駆除廃止以降、保護に重点を置いた施策を実施してきた結果、固体数が増加傾向となりました。上記による捕獲圧を緩めたことによりまして、人への警戒心が薄いヒグマが自然出現するようになったことが、指摘されております。

○中村（誠吾）委員

この15日の木曜日のテレビで、札幌市西区と小樽市の一部にヒグマ注意報というのが発令されたのです。この種の注意報を私は初めて耳にしました。それで、発信者は北海道かと思うのですが、これは何に基づいて発令

されたものか、お聞かせください。

○(産業港湾) 宮田主幹

ヒグマ注意報は何に基づいて発令されたかということでございます。

市街地付近でヒグマが頻繁に出没し、一般市民へ人身被害の発生が懸念されることから、北海道のヒグマ注意報等発出実施要領に基づきまして、6月14日に開催しました第1回小樽市ヒグマ対策会議の中で決定し、道に依頼し、発令されたものであります。

○中村(誠吾) 委員

新聞とかテレビ報道で聞きました小樽市星野町、見晴町で、しかも高速道路より上の山ではなくて、国道側にまで来た、今言ったとおり生活圏にまで熊が来ているとの報道でした。

この2件の目撃情報について、具体的に説明を願えませんか。

○(産業港湾) 宮田主幹

小樽市星野町、見晴町の2件の目撃情報についての具体的な説明でございます。

1件目は6月9日金曜日、9時20分頃、星野町15番地付近の住宅2階から札幌道路敷地柵の住宅地側を歩く約1.2メートルの熊が、1度、小樽方向へ向かい、札幌方向へ戻っていく様子が報告されております。

2件目は、同日20時30分頃、見晴町16番付近の住宅から、自宅前の敷地を移動する熊が目撃されております。

さらに6月12日月曜日、19時20分頃にも9日の星野町での目撃地周辺で住宅2階から約50メートル先の道路でヒグマが歩く様子も目撃されております。

○中村(誠吾) 委員

どうしても聞かないといけないのですが、この連絡を受けて、市はどのような対応を行われましたか。

○(産業港湾) 宮田主幹

市の対応がどのように行われたかでございます。

1番目としまして、市からヒグマ防除隊の出動要請。

2番目に、現地で三者、市、防除隊、警察による合同対策会議で警察のパトロールが開始されております。

3番目に、教育関係部署、町内会長へ電話連絡し、学校関係や町内会への周知をしております。

4番目に、ヒグマ防除隊の痕跡調査の結果、ヒグマの痕跡が確認されたことから、現地に看板の設置、ホームページでの情報提供。

5番目に、現地の三者合同会議により星野町にわなの追加設置を決定、6月12日でございます。

6番目に、現地で三者合同対策会議の中で、市に対する協力要請が必要となったことから、6月14日に第1回小樽市ヒグマ対策会議を開設しております。あわせて、北海道へヒグマ注意報の啓発することも決定して依頼しております。

7番目に、合同対策会議で要請がありました見晴町痕跡地周辺での草刈り、消防によります広報活動、見晴町・星野町・桂岡町での回覧による注意啓発。

8番目に、その他としてヒグマ防除隊員による見晴町高速道路山側で花火による威嚇、これは6月15日、16日に実施しております。

対策後1週間程度パトロールを行いまして、現地では目撃や痕跡情報がないことから、一旦終了しております。

○中村(誠吾) 委員

大変でしたね。

今おっしゃったとおり、市だけでの対応は限界があります、言葉は悪いのだけれども市職員は武装しているわけでないから。

この鳥獣被害防止計画に照らして、今言った関係者、警察署と猟友会の協力の要請は必要です。当然必要です。



今、言った警察署と猟友会のそれぞれの役割、市との連絡調整をどのように行っているのですか。

○(産業港湾) 宮田主幹

それぞれの役割、市との連絡調整に関してです。

警察は、目撃者からの一次通報先、あと現地での確認、巡回パトロールであります。ヒグマ防除隊は、現地の痕跡確認、調査、駆除を行います。市は、ヒグマ防除隊の出動要請、各機関への連絡調整、広報周知です。

今回のように、合同会議から市に対して協力要請があった場合は、庁内ヒグマ対策会議を開催しまして、協力内容の検討を行うという形になっております。

○中村(誠吾) 委員

まず何よりも大切なのは、人的被害を最大限防止することなのですが、そこで発見された付近の住民には、危険を周知することが必要ですし、やってくれたということなのですが、住民への周知方法について、先ほど話してくれたのですが、どのような方法を取っていたのか、もう一度お聞かせください。

○(産業港湾) 宮田主幹

住民への周知方法について具体的にということですが。

本市から直接、町内会長、教育機関関連部署への電話連絡をし、周知を依頼するほか、警察も一定期間の出没地周辺での出没情報の広報をさせていただいております。そのほか、市のホームページで出没状況の提供をしております。あと、現地看板の設置で、さらに近隣に周知しております。

○中村(誠吾) 委員

これらの有害鳥獣に対する計画が、鳥獣被害防止計画として決められているのですが、この計画の中でヒグマについて決められていますか。被害の傾向は、今までは安心だったものだから、農産物の被害が主であると記載されているのです。それで、人的被害を最大限防止する意味でも、私はこの対策についても計画を具体化する必要があるのではないかと、そこまでおそれているのですが、いかがですか。

○(産業港湾) 宮田主幹

被害を最大に防止する意味での対策について、具体化すべきかどうかということですが。

市が策定する鳥獣被害防止計画は、鳥獣による被害防止策を総合的、効果的に実現していくための計画で、その中では取組方針と内容など基本的な対策の方針が整理された内容となっております。

具体的なことに関しては、北海道が作成しているヒグマ対策の手引きやヒグマ出没時の対応方針、そして、本市が作成しているヒグマ出没に関する手引に記載されているので、計画への記載は考えてございません。

○産業港湾部長

1点、補足させていただきますけれども、今、主幹が言ったように被害防止計画については基本的な方針ですが、そういったことを記載するようになっていまして、ただ、その中にヒグマの部分でうたっている項目がありまして、ヒグマについては住民等の生命身体に危険が及ぶ場合などに限り、小樽市ヒグマ防除隊が駆除を行うということで、住民に被害がある場合の対応についても一応記載してありますので、一応そのところは補足させていただきます。

○中村(誠吾) 委員

やはり住民に対する生命の危機というところにはありますよね。

最後の質問なのですが、二つほど。

今言ったとおり、実際にヒグマを発見して箱わなをかけた。そして、ライフル銃の使用による捕獲が全道で実施されています。ところが、過去、ライフル銃の使用を警察から止められていると聞いています。

それで、想定したくないのですが、小樽市内においてはライフル銃の使用は可能なのか、問題ないのかということと、捕獲を担う猟友会小樽支部のヒグマ防除隊は、どれほどの規模で活動を行っていたのでしょうか。要

するに、後継者の不足とかも聞いていましたので、どのようなことをこの育成者のことも含めてやっていますか。

そして、最後になるのですが、このヒグマの個体数の増加が懸念されている中で、自然環境はあるのだけれども、計画的な駆除も今や必要だと私どもの会派は考えているのですけれども、先ほど言ったライフル銃の使用の問題と、ヒグマ防除隊の具体的な規模と活動、そして、今言った高齢者になっているということも含めたことで、何かお知らせいただければありがたいです。

#### ○(産業港湾) 宮田主幹

初めに、小樽市におけるライフル銃の使用に関してです。

ヒグマの捕獲許可については、北海道から市内の銃器使用許可証が交付されておりますが、住居集合地域に出没の場合は、銃器の使用が禁止されております。ただし、緊急時には警察官職務執行法の適用により使用が可能であります。発砲に際しては警察官の指示の下、安全に配慮して慎重に対応する必要があると聞いております。

続きまして、ヒグマ防除隊がどれほどの規模で活動しているのか、後継者育成のため市が行っていることは何かあるのかでございます。

令和5年度は、ヒグマ防除隊員は29名任命されております。それで見回り、痕跡調査、捕獲時支援など、出動内容により最小で3名から最大で10名程度の規模で活躍しております。

後継者育成については、猟友会小樽支部で若手会員に対し研修を行っている聞いております。市としては、独自のものは特に行ってはおりませんが、令和2年から令和3年に実施の北海道主催のヒグマ対策技術者育成のための捕獲へは、猟友会小樽支部に参加要請しまして、実際に数名が参加しております。

また、先月開催されました札幌市主催のヒグマ及びエゾシカ研修会に本市職員が参加しており、その際に配付された資料を小樽市鳥獣被害防止対策協議会で配付し、情報の共有を図っております。

#### ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時45分

再開 午後5時04分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○松井委員

日本共産党を代表して、議案第1号小樽市一般会計補正予算及び議案第2号小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、否決を主張し、討論を行います。

いずれの議案もマイナンバーカードに関する予算案です。国はマイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を廃止することを進めています。全国保険医団体連合会の調査では、65%の医療機関でトラブルが発生したと調査結果を公表しました。トラブル続きのマイナンバーカードです。カードの普及と健康保険証の廃止は中止すべきです。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第3号について、採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、松岩副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。